

平成30年舟形町議会
第1回定例会会議録

舟形町議会

平成30年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 平成30年3月5日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月8日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇 9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成 30 年 3 月 8 日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成30年舟形町議会第1回定例会第1日目

平成30年3月8日(木)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課課長補佐 沼澤 一 征
副町長 酒井 雅彦	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 須貝 孝子	教 育 課 長 八 歙 照 光
総務課長 中山 進	農業委員会会長 加藤 嘉久
まちづくり課長 伊藤 幸一	農業委員会事務局長 小野 芳喜
健康福祉課長 叶内 範夫	代表監査委員 渡邊 敬子
住民税務課長 伊藤 誠宏	監査事務局長 斉藤 洋一
農業振興課長 小野 芳喜	選挙管理委員会書記長 中山 進
地域整備課長 伊藤 武美	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋一 係 長 石川 忍

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成30年第1回定例会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。3番石山和春君、8番加藤憲彦君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されております。その結果について加藤委員長より報告を求めます。

8番 平成30年2月28日に開催された議会運営委員会において、第1回定例会の会期について協議しましたので、ご報告します。平成30年舟形町議会第1回定例会の会期は、本日3月8日から3月16日までの9日間にすることにしましたのでご報告します。

以上です。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、3月8日から16日までの9日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの9日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書の掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成30年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何か

とお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

この冬は、初雪も11月と早く、1月中旬、そして立春を過ぎてからも豪雪となり、2月13日には堀内農村環境改善センターの観測点で3メートルの積雪を記録しました。これは、町に記録が残っている昭和55年の西又での2メートル87センチを超え、史上最大の豪雪となりました。町を含む郡内の被害状況は死者6名、重傷者13名、軽傷者7名であります。舟形町では幸いにも死者は出ておりませんが、重傷者1名、軽傷者3名であります。

また、その他の郡内の被害状況は、農作物被害があったのは舟形町だけで27万5,000円、農林水産業施設ではビニールハウス等の全壊7棟、半壊も7棟で、舟形町では堆肥舎の全壊1棟、ビニールハウス全壊5棟、推定被害額で1,262万1,000円であります。また、3月2日の暴風雨による被害は、住宅屋根の屋根材損傷が3件、倒木等による屋根被害が2件、小屋等非住宅屋根の屋根材等の損傷が9件となっております。

今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ちまして、平成30年度町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

朝鮮半島では、ピョンチャンオリンピック以降ほほえみ外交といわれ、韓国特使団と金委員長との会談が実現するなど、一見南北対話の友好的な雰囲気ではありますが、北朝鮮の非核化については過去の経緯から信じがたく、不透明と言わざるを得ない状況で、日米韓の関係の動向も注意していかなければなりません。また、アメリカではトランプ大統領の鉄鋼とアルミ製品への高関税についての発言が実行されれば、世界経済に大きな影響を与える可能性があります。ヨーロッパでも、ドイツ、イタリアの政治情勢からEUに大きく影響を与える可能性があります。さらに中国で全人代が開催され、憲法改正による国家主席の任期制限撤廃は習近平体制の終身制につながると思われ、習近平国家主席により権力が集中することとなり、また国防費も前年度比8.1%増の日本円で18兆4,000億円となることから、日本にとっても脅威が増大することとなります。

一方国内では、平成30年度予算が年度内に成立する見込みとなりましたが、働き方改革の裁量労働制の対象拡大は削除されるなど、森友学園問題、外交、安全保障など政治課題が山積しております。さらに、財政的には税収が1兆3,670億円の増となりましたが、社会保障費の4,997億円の増などもあり、国際発行額は33兆7,000億円となりました。うち、いわゆる赤字国債発行額は27兆6,000億円で、6,746億円の減となりましたが、政府の平成32年度までのプライマリーバランスの黒字化目標の撤廃もあり、今後地方交付税を含む地方財政計画にも大きく影響が出てくるものと思われまます。さらに、財政調整基金を含む市町村の基金残高に対しても、地方財政計画に反映されることが予想されるため、持続可能な財政運営がなお一層求められることとなります。

このように、国内外の情勢は日々目まぐるしく変動しております。その状況下でもしっかりと

と舟形町民の幸せのために、「住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形」を目指して「舟形の元気をつくります」「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」「オール舟形で町づくりをします」のそれぞれの項目で、確実に政策を実施してまいります。

まず、一つ目の「舟形の元気をつくります」では、農業・商工業の振興、交流人口の増を図っていきます。平成30年の農業問題に対応するため、圃場整備事業調査費の補助率アップや県補助事業に対する補助制度、さらなる園芸農業を推進するための園芸農業スタートアップ支援事業は堅持しつつ、中小規模の農家支援柵の「中古農機導入推進事業」、衛星栽培管理による舟形米のブランド化・差別化のための「衛星システム実証事業」、さらには農業マイスター制度や農業支援人材バンク制度などを十分に関係者と連携協議して、強い農業や多種多様な農業支援に努めてまいります。

また、商工業者についても、従来の支援制度は堅持しつつ、「商工業活力アップ推進事業」や「卓越技能者表彰」などで、商店が持続可能できるよう支援、さらに職人の匠の後継者育成につながるよう努めてまいります。さらに、昨年度の若あゆ温泉の大規模改修に引き続き、大広間や宴会場などの改修を行い、入客数をふやします。また、舟形観光物産センターを核としたにぎわい創出に努め、あわせて加工場、漁協とも協力連携しながら、特産品の開発と販売に努めます。

2つ目は、「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」では、生活道路の整備と除雪サービス制度の継続及び対応強化、小型除雪機械購入補助などの継続、小型除雪車の増車やロータリ除雪車の更新に努めてまいります。また、平成30年度から若者定住対策として「民間賃貸共同住宅等建設支援事業」を創設、さらに高齢者の交通手段の利便性を図るため、「町営バスを廃止し、デマンド型乗合タクシー」を運行します。また、保育所、小学校、中学校の子供たちには「日本一の給食・食育事業」を継続し、舟形産の米、野菜、果物、肉、魚を食材として使用するとともに、参加していただける提供者をふやし、町民みんなが将来を担う子供たちを育てていくという機運を醸成してまいります。引き続き小中学生を対象に実施しました「放課後若あゆ塾」を継続拡充するとともに、小学校に支援員1名を増員して7名体制とし、学力向上に努めます。

3つ目は、「オール舟形でまちづくりをします」は、今年度から各地域の現状と課題をみんなでも話し合い、地域カルテを作成し、協働のまちづくりを進めます。また、消防ポンプ積載車更新や団員の活動服を更新するとともに、ヘッドランプ等の装備を整備し、また消火栓改修工事などで安全・安心なまちづくりにも努めます。

まだまだまちづくりの課題は山積しておりますが、しっかりとそれらの問題に真摯に向き合い、職員と一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましてはなにお一層のご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで、平成30年度当初予算案の概要について申し上げます。当初予算編成に当たっては、厳しさを増す財政状況のもと、将来にわたり持続可能な財政運営を目指すとともに、オール舟形で「住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形」の確実な実現に向けて重点的かつ集中的な予算となるよう努めました。

平成30年度における一般会計歳入歳出予算の総額は43億2,300万円となり、対前年比で5億4,500万円の減、率にして11.2%の減と4年ぶりの減額予算となりました。

特別会計は、6会計合計で21億8,578万円となり、対前年比で4億5,853万円の減、率にして17.3%の減となりました。一般会計と特別会計6会計合計で、65億878万円となりました。さらに、国の補正予算等による繰越事業予算1億550万円が足されて、平成30年度の予算総額は66億1,429万円となりました。

歳入予算の主なものとしては、評価がえによる固定資産税の減少、軽自動車税の増を見込み、町税としては4億607万円を計上、地方交付税については国の予算動向を勘案し4,270万円の減18億1,000万円を計上、国庫支出金は社会資本整備総合交付金の減や公共土木災害復旧事業補助金の減により、4,863万円減の2億2,500万円を計上しました。県支出金は、園芸産地パワーアップ事業、経営体育成支援事業の増等により、2,012万円増の3億1,303万円を計上し、ふるさと納税は総務大臣通達による返礼割合の変更に伴い、大きく減少すると見込みまして半減の3億円を計上、繰入金は4,847万円増の4億6,297万円を計上しました。また町債は、中央公民館耐震補強事業や若あゆ温泉大規模改修、除雪機格納庫建設、町営住宅3号棟の大規模改修、災害復旧事業等の完了により、1億8,030万円減の4億7,410万円計上しました。

歳出予算の主なものは、総務費では電話交換機設備更新工事や民間賃貸共同住宅等建設支援事業補助金等を計上、さらにはふるさと納税に係るふるさと応援事業は返礼率の見直しにより3億円を計上したため、前年度比3億2,323万円減の8億8,890万円となり、民生費は社会保障費の伸びにより2,812万円増の8億5,480万円となりました。また、衛生費はウド山斎場火葬炉改修工事が完了したことに伴い、対前年比1,690万円減の1億8,327万円、農林水産業費は産地パワーアップ事業、園芸スタートアップ支援事業、若あゆ温泉大規模改修工事等を計上しましたが、農業水利施設ストックマネジメント事業が終了したため、1,006万円減の4億5,097万円となりました。商工費は今年度も商工業活力アップ推進事業などを計上しましたが、町商工業振興資金原資貸付金の廃止などで998万円減の8,682万円となり、土木費は生活道路整備事業、除雪機格納庫整備事業、社会資本総合整備事業、除雪対策事業を計上しましたが、町営住宅大規模改修事業の完了、水道事業会計への繰出金の減により、1億1,142万円減の7億9,771万円となりました。消防費は、消防ポンプ積載車2台、消防団員活動服更新、消火栓改修工事等を計上しましたが、格納庫新築工事が完了となり589万円の減、1億6,215万円となり、教育費は日本一のおいしい給食食育事業、放課後若あゆ塾、スクールバス購入

事業、小学校トイレ洋式化工事を計上しましたが、中央公民館耐震工事が完了したことにより3,844万円減の3億2,942万円となりました。災害復旧費は、一昨年台風9号豪雨災害復旧工事の完了により4,915万円減の1,744万円となり、公債費は849万円減の4億7,523万円となりました。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、12月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 東京都港区広報番組「こんにちは港区長です」収録について。

平成29年12月10日に「こんにちは港区長です」の収録のため、東京都港区の武井雅昭区長が港区職員と撮影スタッフ総勢10名で舟形町を訪れました。舟形町若あゆ温泉を収録会場にして、これまでの港区との自治体間交流を振り返り、今後も交流や関係をしていくといった内容で、武井港区長と対談をいたしました。町職員との対談もあり、若あゆ温泉や西ノ前遺跡出土の縄文の女神、小国川の鮎など舟形町の魅力についても紹介させていただきました。

また、昼食時には焼きアユ、アユごはん、アユの天ぷらなどのアユ料理をはじめ、イモ煮、マッシュルーム、そば、餅、加工場の商品など舟形町の食材をふんだんに使用した料理をビュッフェ方式で堪能していただきました。

その後、武井区長より「舟形町と港区が今後さらにきずなを深めていけるよう取り組んでまいりたい」とのお礼状もいただいております。

今回収録された番組は、動画共有サイト「YouTube」で平成30年3月から1カ月間放送される予定になっております。今後も、町の元気のためにもさまざまな分野での関係を図っていきたいと思います。

(2) 交通安全町民集会及び地域安全運動についてでございます。

12月15日（金）、中央公民館において交通事故抑止活動・犯罪抑止活動を、おのおのの運動機関のみならず、一体となって活動を実施することで地域住民の安全意識の向上を図り、安心・安全な地域をつくることを目的に開催いたしました。

交通安全協会、母の会、防犯協会、消費生活団体等が一堂に会し、新庄警察署の講話を受講後、当日は年金支給日であったことから町内3金融機関前において「交通事故防止」「振り込み詐欺被害防止」等の呼びかけを行いました。

(3) 最上広域市町村圏事務組合消防本部南支署消防ポンプ車配備式について。

12月25日（月）、南支署で行われた新しいポンプ車の配備式に、大蔵村の加藤村長とともに出席いたしました。

CD1型と呼ばれる新しいポンプ車は、1,600リットルの水タンクを内蔵し、小回りのよさを生かし道路の狭い市街地やより現場に近い水利に部署しやすくなります。また、山林や河川敷のような非舗装道路でも、車両重量が軽い分走破性が高くなるということです。

舟形町・大蔵村エリアにおいて、地元消防団と連携したより効率的な消火活動が期待されます。

(4) 舟形町卓越技能者表彰式について。

この表彰は、町内技能者の地位と技術水準の向上を図るために、町内の産業発展に貢献した技能者または他の模範となる優秀な技能者を表彰することとしたもので、今年度より実施いたしました。

今年度の表彰該当者については、各業種団体の長などの推薦、または自薦により募集し、昨年10月末まで受け付けし、最上南部商工会や新庄最上建設総合組合、また町建設業協会などの機関よりご協力いただき、選考委員会を組織して昨年12月8日に審査し、次の4名の方々に決定いたしました。なお、翌1月11日、役場3階会議室において表彰状と記念品を贈呈しております。

1人目は沼沢修さん、一の関、建築大工さんです。2人目は高橋ミツ子さん、これも一の関の和裁をされている方です。3人目は田中正さん、福寿野の方で左官業をされている方です。4番目は相馬静夫さん、長者原の方で建築大工をされている方です。

なお、表彰者のご功績は町の広報1月号に掲載しております。後に続く町内技能者の皆さんが技術水準の向上、さらには町の産業発展に貢献していただけるよう、この表彰制度を永く続けていきたいと思っております。

(5) 番目は、山形県選出衆参国會議員への要望会についてであります。1月23日、東京霞が関の衆議院会館及び参議院会館において、山形県選出衆議院議員の加藤鮎子議員、遠藤利明議員、鈴木憲和議員、参議院議員の大沼みずほ議員、舟山康江議員に「舟形町における道路事業の推進、社会資本整備交付金事業の予算確保」と「町道等除雪費に係る予算確保」について、私と八楸議長とともに要望してまいりました。

県議會議員の伊藤重成氏にも同席をいただき、道路事業の進捗や予算確保状況等について要望し、さらにはことしの豪雪による財政支援についても要望してまいりました。

今後も、国會議員の皆様方や関係省庁に舟形町の現状を理解していただくため、引き続き要望活動を行ってまいりたいと思っております。

(6) 番目は、山形県選出衆参国會議員への大雪に関する緊急要望についてであります。

2月21日、山形県選出衆議院議員の加藤鮎子議員、遠藤利明議員、鈴木憲和議員、参議院議員の大沼みずほ議員、舟山康江議員に、「ことしの大雪に関する緊急要望」を行ってまいりました。

要望内容は、今冬の大雪で3メートルを超える過去に類を見ない豪雪に見舞われたことにより、例年をはるかに上回る除排雪経費が見込まれるため、特別交付税の繰上交付や道路除排雪費補助の臨時特例措置を適用し、財政支援を充実すること。

空き家や老人世帯の自力除雪困難者に対して行う町の除雪経費支援に対して、財政支援を行うこと。

さらに、大雪及び低温に伴う甚大な被害に対して、災害復旧事業（凍上災）の早急な指定を行うことなどを要望してまいりました。

今後も、このたびの記録的な豪雪に対して速やかに財政支援が講じられるよう、引き続き関係各位に強く要望してまいりたいと思います。

（7）番目は、舟形若あゆ温泉リニューアルオープンについてであります。

若あゆ温泉につきましては、温泉施設や機械設備などの老朽化が進んだことに伴い、これからも末永く町民の皆様から安全でゆったりと楽しんでいただくよう長寿命化を図るため、本年度から年次計画で改修工事を進めているところです。

本年度は、昨年9月14日から12月下旬までの工期で計画をしておりましたが、温泉棟内の浴槽や浴室壁などの老朽化がひどく、設計変更を行い追加工事対応とするため、第5回臨時会で契約変更のご承認をいただき、追加予算と1月末まで約1カ月ほど工期延長をさせていただきました。浴槽・露天風呂・洗い場などを中心に、機械設備や管内内装張りかえなど、約1億円の事業費により、2月3日にリニューアルオープンをすることができました。

このグランドオープンに先立ちまして、2月1日と2日にプレオープンとして舟形町民を温泉入浴の無料開放を行い、290名の皆様に利用していただきました。また、グランドオープンした3日（土）にはオープニングセレモニーや甘酒、玉こんにゃく、つきたて餅のふるまいなどの記念イベントを実施して、翌4日とあわせて2日間で1,557名の皆様に久しぶりの温泉を楽しんでいただきました。

（8）番目は、山科忠明舟形町消防団副団長藍綬褒章受賞祝賀会についてであります。

2月11日、新庄玉姫殿において、私と加藤団長が発起人となり、山科忠明氏の藍綬褒章受賞祝賀会が開催されました。この受賞は、山科副団長の永年にわたる指導力・行動力が認められたことによるものであり、昨年11月7日に山形市の「文翔館」において知事から伝達されました。

舟形町消防団と舟形町にとりまして大変名誉なことであり、山下副団長におかれましても舟形町の安全・安心のため、ますますのご活躍を願いたいと存じます。

（9）番目は、舟形町教育功労者表彰式について。

平成29年度の舟形町教育功労者表彰式が、2月13日（火）、舟形町中央公民館で行われました。この表彰は、本町の教育、芸術、文化の向上発展に寄与した者、または善行奇特の行為等により他の模範とする個人や団体を対象に授与されるものです。

今年度は、小学校の部でスポーツ少年団1団体、中学校の部で個人1名、高等学校の部で個人1名がスポーツ部門の全国大会に出場しました。小中学校の部では、全国大会で入賞の好

成績をおさめられるなど、教育功労3部門において個人16名の方と3団体に表彰状並びに記念品が贈呈されました。

以上、9件について行政報告を申し上げます。

さて、本日定例会にご提案します案件は、平成29年度一般会計、特別会計歳入歳出補正予算が6件、条例の設定が4件、条例の制定が10件、計画の変更が1件、指定管理者の指定が2件、人事案件が1件、平成30年度一般会計、特別会計歳入歳出予算が7件、以上31件についてご提案申し上げますので、提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略をさせていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

7番 それでは、通告しておりましたとおり一般質問させていただきます。

質問の主題としまして、(1)「子育て支援住宅の入居期限を中学卒業までにできないか」
(2)「空き地、空き家対策は進んでいるか」。

子育て支援住宅の運用も約10年になり、そこで暮らす若い世代もふえ、一定の成果があったものと思われまふ。この支援住宅のあり方は、他町村にも影響を与え、同じような支援住宅もふえてきています。

しかし、運用面においては入居制限として14年を超えない範囲で、下の子供が小学校を卒業するまでしか入居できないようになってまふ。今のままでは、下の子供が小学校卒業と同時に住居の移動も考えなくてはなりません。せめて義務教育の終わる中卒までの機関を子育て支援とし、14年制限の廃止と入居期限を中学卒業までにすべきと考えるが、町長の考えを質問いたします。

2つ目に、空き地空き家の利活用について。

平成28年2月5日の閣議決定を受けて、都市再生特別措置法の一部が改正される見込みとなりました。これにより、当町でも空き地空き家対策が進展するものと期待してまふ。

その主な概要はプレス発表になっており、人口減少や少子高齢化の進展に対応し地方創生を実現するため、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりをするための改正とされてまふ。当町に直接関係のあると思われるものとして、特に(1)地域の身の丈に合った市街地整備を可能とする手法の創設、(2)市街地再開発事業の施工要件の見直し、(3)空き地、空き店舗を有効に活用するための協定制度の創設などが挙げられるものと思まふ。まだ法案が

可決されたわけではありませんが、新年度からスタートする準備をしておいてもよいものと考えます。

このような法案改正の動きも踏まえ、町では空き地、空き家対策をどのようにしていく考えなのかを質問いたします。

以上です。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「子育て支援住宅の入居期限を中学卒業までにできないか」についての質問にお答えします。

当町は、「子育てするなら舟形町で」を合言葉に、きめ細やかな子育て支援事業を展開しております。その一環として、定住支援があります。その中の主な事業が子育て支援住宅の整備であり、若者や子育て世代が安心して生活できる町営住宅を平成20年、21年、27年におのおの1棟建築し、現在は3棟15世帯分となっております。

さて、ご質問の入居期限を中学卒業まで延長できないかではありますが、7番議員御存じのとおり子育て支援住宅は子育てするに特別な配慮を行った住宅であります。玄関の広さ、部屋の間取り、給排水設備等も子育てしやすいつくりとなっており、さらには駐車場の融雪設備も完備した住宅であります。

この住宅に入居するに当たり、公募時から入居要件として新生児の出産予定または小学校までの子がいること、下の子が小学校卒業するまで14年を超えない範囲での期限付入居住宅であることを、重要要件として一般公募公開抽選により入居決定をしております。

入居者は、これらの要件を十分に理解されて入居したものと思っております。子供の成長により、入居期限が必ず到来することとなりますので、入居期限内に定住に向けた準備をしていただければと考え、家賃も子育てに支障のないよう低価格に設定しております。

限られた戸数しかない住宅でありますので、期限が来たら明け渡していただき、次の若い世代の方が入居して、町の子育て支援のサービスが受けられることも大切であると思うところでもあります。

現段階では、入居期限の延長は考えておりません。しかしながら、入居者の中で明け渡し期限が平成33年3月に1世帯が該当となります。

これらを踏まえて、明け渡し後に引き続き舟形町に定住していただくための施策として、町単独事業による町内で住宅を新築される方への在来工法（新築）補助金、若者定住支援交付金、子育て支援交付金などの補助制度があり、中古住宅を購入した場合は住宅リフォーム支援補助金があります。さらに、県の補助制度として、住宅の新築及び中古住宅を購入する方への利子補給制度等もありますので、このような補助制度を十分活用していただきたいと考えております。

町としては、早急に分譲地の造成計画策定に取り組み、平成31年度までに分譲地の造成を完

成したいと考えております。

次に、「空き地、空き家対策は進んでいるか」についてのご質問にお答えします。

ご承知のように、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が平成28年2月5日に閣議決定され、同法の一部を改正する法律及び関係政省令が平成28年9月1日に施行されております。この法律は、都市の国際競争力と防災機能の強化を実現するとともに、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進め、あわせて住宅団地の再生を図るための法律であります。

7番議員がおっしゃられているとおり、当町に直接関係あると思われるものとして、法律案の概要の中に「コンパクトでにぎわいのあるまちづくり」として4項目があります。その中の（1）地域の身の丈に合った市街地整備を可能とする手法の創設、（2）市街地再開発事業の施行要件の見直し、（3）空き地、空き店舗を有効活用するための協定制度の創設をご提案していただきました。

しかしながら、当町は都市計画の区域設定がなされておりません。「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」は大都市向けで、直接関係ありませんので該当はいたしませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

そこで、当町が平成30年度から空き家の有効活用の新規事業として、「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅支援事業」の実施を考えております。

この事業は、平成29年4月に公布された住宅セーフティネット法が一部改正され、新たな制度が平成29年10月25日に施行されました。この制度は、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅制度と、その登録住宅に対する改修費補助などの経済的支援及び住宅確保要配慮者への入居支援を行い、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

具体的には、民間等の賃貸住宅の所有者が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県に登録することから始まり、登録住宅に対し改修費補助を行う制度であります。この制度を活用し、空き家対策の一環として有効可能な空き家については、空き家の所有者に対して本制度の有効活用を働きかけていきたいと考えております。

また、利活用が難しい管理不全な空き家や危険と想定される空き家については、同じく平成30年度から「老朽危険空き家解体補助交付金」の要項を全面改正して、解体を促進してまいります。これは、既存の要項での実績がなかったことにより、要件と補助内容を見直したもので、所得要件を撤廃し非課税世帯以外も対象とし、補助金額は上限を50万円から100万円（費用の2分の1）に倍増し、住宅以外の附属建物についても上限50万円（費用の2分の1）に改正しております。さらに、町内の45歳以下の若者及び町外の移住希望者が空き家を

取得する場合は、建てかえにも活用できるようにしたものです。

このような制度を周知推進し、町民の生活環境の整備や移住、定住の促進や、あわせて地域の活性化を図りたいと考えております。

7番 それでは、再質問をさせていただきます。

子育て支援住宅、内外から高く評価されている案件だというふうに思っています。しかしながら、先ほど質問しましたとおり入居要件等について、少し改善点も必要なのかなというふうな私なりの思いがありまして、質問させていただきました。

一つ確認をしたいんですが、例えば平成21年の12月に入居者募集という公告欄を印刷して持ってきているんですが、この中に「ただし期限付入居住宅であり、お子さんが小学校を卒業するまでに退去いただきます」ということだけが載っておりまして、この「14年に満たない期間内に退出しなければならない」ということは、明確には募集要項にはここには載っていないんですけれども、これは入居者は知っているのでしょうか。つまり、1人目なら小卒までという感覚はあるでしょうが、5年あいて2人目、5年おいて3人目とかつてなった場合は、その3人目の子供が小学校卒業まで入居できるものだと、こう思っていないのでしょうか。その5年置いて3人目の子供が生まれたならば、少なくとも15年、14年という期間は軽く超えてしまうわけですが、そこら辺の勘違いというのは入居者に与えていませんか、この15世帯の中で。再質問いたします。

町長 申し込みをしていただいた時点で、この内容等を担当のほうで説明をした上で申し込みをしていただいているというふうに思います。その上で、公開抽選という形にさせていただいておりますので、その内容等については申し込みいただいた方々には十分理解していただいているものというふうに思います。

7番 細かい話ですけれども、契約内容についてなんですけれども、ちらっとしか見せてもらったことはないんですけれども、確かに子供が入居した場合は退去期間は何年の何月何日までというのが載っていたように思います。それはそれでいいと思います。しかし、第2子・第3子のときに、新たにその契約を14年未満で更新をしているのかどうか、そこが重要だと思うんです。そこなしに、第1子の契約のままずっと入居しているとなると、やっぱり勘違いが生じてくる。第2子・第3子のときに、その14年未満の中での契約の期限を更新していきなくちゃならないはずなんです。それは私わかりませんが、そこら辺はちゃんと契約というのは更新した形で14年未満に退去しなくちゃならないと、わかるような形で契約というのは更新しているのでしょうか。

町長 これは、例えば小学校6年生の子供と生まれたばかりの子供がいた場合の段階で、その場合については下の子供が小学校を卒業するというふうなことなんです、先ほど答弁でも申し上げましたとおり子育て世代を町として常に受け入れていきたいと。そして、その子供さ

んたちを持つ親の方々の舟形町に定住したいという思いの住宅でありますので、ただしばらくしてまた子供が生まれたとかいうような場合等について、もしくは再婚なされた場合についての契約というふうなこともあるんでしょうけれども、やはり基本的には14年間という年数を設けたのは、やはりこういう制度については随時更新をして、小学校までの間優遇します、卒業するまでの間優遇しますので、ぜひそのあたりで資金面とかいろいろ検討していただいて、舟形町に一戸建ての住宅を建てていただきたいというふうな思いの中でのことでもありますので、やはりここは随時入れかわっていただかなければ、子育て支援住宅の意味としてのものがないのかなというふうに思っているところでございます。

7番 その辺の内容って、わかるようにちゃんとやっているんですか。自分の質問はそこだったんですけれども。

町長 どの時点で契約更新されるのかは、ちょっと私のほうではわかりませんので、地域整備課長わかれば答弁していただきたいんですが。

地域整備課長 契約の変更であります、該当者がまだ出ておりませんので、今の段階ではおりません。

以上でございます。

7番 該当者が出ていないということは、全員がつまり14年未満の中におさまっていると、そういうことなんですか。だとすると、この入居募集なりの考え方の中で、下の子が小学校を卒業するまでというその表記は、やはり誤解を与えるんだと思います。もう町が14年未満しか入居できない、あとは更新をしていくという考えならやっぱりそこをきちんと出さないと、14年を超えたとしても下の子が小学生なら入居できるんだと。逆に言うとな下の子が小学生であっても、3人目の子供が小学校に通っていても、14年未満に退去しなきゃならないという事態が今後発生するというところでよろしいんですか。

町長 なかなかその制度設計をする際に、1家族における子供のつくり方等を検討しました。やはり小学校を卒業するときに12歳なわけです。ですから先ほどの例でいきますと、12歳の子供と1歳の子供がいて、1歳の子供が12年間、小学校を卒業するまで、さらに14年となりますとその下に子供ができたとしても、その方々はカバーできるというふうなことです、ちょっと議員のおっしゃられている質問内容が私のほうとしては理解できないのかなとか、14年というのは最大限いろいろなパターンを検討した上で、その対応をしたつもりでありますので、その点についてご理解をいただければなというふうに思いますけれども。

7番 理解はしているんですけれども、下の子供が小学校を卒業するまで14年を超えても入居できるんだという誤解を与えていないかということが言いたいわけで、まだそういう該当者がいないということの答弁だから、それはいいんですけれども、もし該当者が出た場合きちんと14年の間には退去してくださいよと、つまり下の子供が小学生というのが重要じゃなくて、

14年という期間が重要なわけです。そこが優先されるんだから、そこは何回質問したとしても多分14年制度を撤廃して中卒までという考えは全くないということだから、これは何度質問してもしょうがないんだと思うんですけれども、そういう本当に義務教育の期間子育て支援住宅に入居してもらおうという、そういう考えはまずないわけですか。

議長 暫時休憩をします。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

議長 再開します。

町長 その点については説明をしているはずでございますので、なおそういう誤解があるようでしたら、次回の募集の段階で最長14年ですよというふうなことを、なお詳しくお知らせして申し込みいただくというふうにしたいと思います。

7番 そうですね。まずそこは、ちょっと誤解されている部分があるのかなと感じるところもありますから、きちんとやっぱり14年未満が最長ですよというのは説明すべきだというふうに思います。

また、下の子が中学卒までということは考えがないということなので、これはちょっとこれから質問してもしょうがないかなという気がしますので、これは避けますけれども。この内外に評価が高い子育て支援住宅というくくりの建物というのを、今後さらに4棟目とか5棟目とか、そういったふうな形で増築していく考え、計画というのはございますか。

町長 参考にしたのが、長野県の下条村の子育て支援住宅の制度でありまして、そこは10年間で10棟建てたというふうなことで、特殊出生率も2点何倍でしたか、非常に日本一高いそういう出生率にもなっているところでもございました。そういった中での、中学校卒業までというふうなことをやらない理由として下条村にお伺いしたのは、中学校卒業してしまうと高校に行ってしまうと地域コミュニティーから少し離れる部分があるので、小学校の段階でとめておいて子供も保護者も地域に、村内に一戸建てを建てていただけるようなそういうシステムだというふうなことでありまして、今のところ義務教育という話ではあるんですが、やはり町の定住者をふやすという目的がありますので、子育て支援プラス定住というふうなことでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

7番 つまり、増築の考えはないということですね。

町長 大変失礼しました。増築を検討はしておりますし、敷地も造成は済んでおります。ただ、やはり財政的な問題もございますので、その建て方等々についての検討を今やっているところでございまして、ぜひ今敷地の準備がもうできておりますので、上屋の建築年次も財政的なものを勘案しながら、検討してまいりたいというふうに思います。

7番 ちょっと、これから質問することと混合しないように質問しますが、その増築というのは子育て支援住宅、私子育て支援住宅の増築の考えありますかって質問なんで、子育て支援住宅という形での増築の造成地を考えているということでしょうか。

町長 子育て支援住宅を建てる敷地はもう造成されてありますので、その部分はそれということです。あと、先ほど答弁しましたとおり平成33年末に1世帯が退去の該当になります。本来であれば、舟形小学校跡地の造成地はそこの子育て支援住宅から出た方のための造成地であったんですが、先にもう埋まってしまっている状況でありますので、その転出する方々の建設する用地も含めて、宅地の造成を平成31年度までに完成をしたいというふうに思っております。そして、平成32年のときに住宅を建てていただければ、平成33年の退去のときには間に合うというような、そういう予定でおります。

7番 わかりました。じゃあ、子育て支援住宅は増築の考えはあるということですので、それは私なりにはよかったかなというふうに思います。

さらに次の質問、空き地・空き家の対策は進んでいるのかということに移らせていただきます。

子育て支援住宅という住居関係については、やはり舟形町は他町村の議員からも言われます、「一歩進んでいるな」と言われます。しかしながら、その後の空き地・空き家対策なり支援住宅なりという政策については、いま一進んでいないかなというふうに思っていました。ところが、来年度の予算にはやはりそこを改善した形で、予算案というのがこれから出てくるようになっておりますので、一歩進んだかなというふうに感じております。

そこで、まだ審議前の予算案でもあるんですが、私の一般質問と関係もありますので、少しそこら辺のところを質問させていただきたいと思います。まず、子育て支援じゃない分譲地を造成していくという考えのようですけども、それは場所的にはどちらを考えているわけですか。

町長 今その場所等も含めて、検討中でございます。

7番 まだ言えないということでしたら、それはそれで理解はしたいというふうに思います。

では、空き家対策事業という形で、平成30年度に予算が組まれようとしております。本格審議はこれからのわけですけども、その内容について少し質問いたします。

この空き家対策、補助金を非課税世帯に50万円出すというものが、やはり今までこの資料にもあるとおり一度も利用実績がないという、まず企画倒れの政策だったわけですけども、それを一歩進めて課税世帯に50万円から100万円の補助金を出して解体を進める、一歩進んだとか二歩も進んだんじゃないかなと思うくらいに私は感じております。

その中でちょっとひっかかるところが、それを認可するというか許可するというんでしょうか、町内会長と民生委員の方々が同意したものというんですかね、同意した物件を対象とす

るといふふうにかかれております。つまり、ある意味町内会長や民生委員の方々が決定権を持つという意味なんでしょうか。つまり、この方々の同意を得られなければ、空き家の解体ができないということなんでしょうか。

町長 まだ制度等のやつについては、予算審議の中でも出てくるかと思いますが、今考えておりますのはその建物を持っている所有者もしくは管理している方々の状況について、行政だけではわからないところがございます。そういう意味の中で、町内会長さんもしくは民生児童委員さんの方々のご意見も聞いた上で、本当に町で助成していい建物なのかどうかということをおアドバイス受けるというふうなことでありまして、その点については例えば町内会長さん、民生児童委員さんに権限があるということではなくて、やはりこの建物は危険であり、しかも管理している方、所有者についてその能力がないというようなことがあれば、町としてもそれについてゴーサインを出したいというふうな考えのもとでの町内会長さん、民生児童委員さんからの同意を得るといふふうなことでございます。

7番 じゃあ、同意という言葉の前には、アドバイスを受けるとか参考にさせてもらうという部分のほうが重要であるというような、私解釈でとったんですが、つまり決定権はあくまでも行政の担当職員なり町長なりにあるということによろしいんですか。

町長 そのとおりです。

7番 そうしましたら、町内会長、民生委員等の同意が必要であるというのはい例として書いてあるということで、その同意がなくても町の判断だけで解体するという場合も当然あり得るといふふうによろしいのでしょうか。

町長 そういう場合はなく、必ず町内会長さん等々のご意見を伺った上で、町単独ですといふふうなことになりますと、公平性・公明性の担保ができないといふふうなところもあるかと思っておりますので、そういったことを担保する意味で民生児童委員さんとか町内会長さんのほうからも意見をお聞きするといふふうなことでございます。

7番 考え方はよくわかりました。ぜひこの予算を補正で追加で出してくるぐらい効果があるように、まず期待したいといふふうに思います。まず企画倒れにならないように、私はそういうふう願っております。

さらに、空き地・空き家等の特別措置法の話をお少し出したのは、確かにあれは大都市圏の問題なんですけど、あそこの考え方の中にアパートやマンションを高度経済成長の時代に建てたものを整理して、やはり要するにスモールタウン化して、中心地に寄った形で整理したといふ考え方があったものですから、これは大都市じゃない舟形町にとってもこういった空き地・空き家の解体が進めば、道路や土地やそういった整理ができるようになって、そのところにこういった子育て支援住宅を後にそこに建てたいなといふような方が促進できるような政策につなげていけるような、そういういい案件といふかな、案じゃないかなといふふう

思って私出したんですけれども、こういった空き地、特に空き家をこの制度を使って解体して、土地を整備して、そしてどんどんそこら辺に家を建てていくなり道路をつくっていくなりという、そういうような町長には考えございますか。

町長 特別措置法の問題点については、都市部の考え方の中で例えば多摩ニュータウンとか、経済成長期に大きな住宅団地として整備されたもの等々について、今高齢化なり買い物難民と言われるようなそういう現状があること、それから商店街等におけるシャッター通り等々の問題について国のほうで検討しておるような状況であります。東北の中では、仙台市が今手を挙げているというふうなところでありまして、なかなか市町村の段階では、うちのほうは都市計画の区域が設定されておりませんのでそもそも該当しないんですが、議員おっしゃられる内容等については十分趣旨はわかるんですが、この法律的なものがないと、その利用活用の法律的な根拠がございません。あくまで私どもで解体の補助をした場合についても、権利はそのまま残ってしまいます。土地の権利は所有者のままであるものですから、なかなかそういったところでの運用という形にはすぐに結びつくものとは考えておりません。

7番 時間もありませんので、それはそれでいいというか、私の質問には答えていなかったんですが、いいとしまして。住宅確保の要件、これから全協で示すとかという話もありますし、民間賃貸共同住宅に支援金を出すと、1,000万円近くのお金を出すというような、民間業者に出すというような施策も出しているということは、これは私なりに評価しています。そして、それがうまくいってほしいとも思っておりますが、ここら辺の見込みについて、見込みがあって出すのでしょうか。まるきりこれを出して、さあこれからどうぞいらっしゃいというような形の話なんでしょうか、質問いたします。

町長 具体的に、「もう建てていいよ」というような業者さんがあるというふうなことではございません。ただ、事前にこの制度をつくる上でも、先進地の自治体を訪問させていただいた。さらには、各アパート経営をされている建設業者さん等についても「こういう内容でやりたいんですが」というようなお話は、事前にさせていただいております、「こういう制度の考え方でどうでしょうか」と。建設する側では「こういうことも必要じゃないですか」とか、いろいろそういう制度設計をする上での参考にはさせていただいております。

7番 時間も来たようですので、まず私の一般質問の要約というんですか内容を要約しますと、子育て支援住宅に関してはやはりこの入居要件というのをもうちょっとわかりやすく、14年未満というのをきちんと説明して、下の小学生が卒業するまでという、ちょっとややこしくてどっちが優先するんだというような誤解を与えないような制度で運用してもらいたいと思います。その後、そこを撤廃して中卒までというような考えがないのであれば、やはり空き地・空き家これを今後どんどん利活用して、そしてこの平成30年度から始まる空き家対策事業なり住宅確保要配慮者向け、低所得者なりそういった方が入れるような住宅を整備してい

くことなり、民間の力を借りての賃貸住宅なりをしっかりと企画倒れにしないような形で実行していった、そして子育て支援は充実している舟形町だけれども、その後の政策も充実しているだと、内外からそういった言葉が受けられるようなそういう執行を求めていきたいなどというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、5番奥山謙三君。

5番 おはようございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいというふうに思います。

タイトルとしまして、「舟形町、人口ビジョン・総合戦略の進捗状況を問う」というふうなタイトルで行います。

この計画書の背景、目的として、人口の減少に伴う地域経済及び行財政を含めた町民生活全般への影響は大きく、早期な取り組みが重要であると認識し、人口減少問題対策を講じていく必要があるとの考えで作成したとあります。

舟形町総合戦略は、町の最上位計画である「第6次町総合発展計画」を補完するとともに、特に人口減少の抑制の観点からの施策を推進するものと位置づけ、舟形町人口ビジョンを達成するために、本町の実情に応じた今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な方策をまとめたものとなっています。町に住む方が誇りを持って暮らせなければ、地域の未来は描けません。そして、生まれ育った子供たちが将来清流小国川と緑に囲まれたふるさとで生きていきたいと感ずるようなまちづくりを、世代から世代へと引き継ぐとともに、町外の方から選ばれる町となるための施策を推進していくとあります。

具体的な施策の展開として、1. 舟形町で「働きたい」～魅力ある仕事をつくる～。数値目標として、町内従業者数50人増。

第2. 舟形町「住みたい・帰ってきたい」～選ばれる町をつくる～。数値目標として、転入者から転出者の数を引いて5年間で30人増加する。

3. 舟形町で「産み、育てたい」～若いひとを応援する～としまして、数値目標としまして出生数180人。

4. 舟形町で「暮らし続けたい」～ひとをつなぐ安全・安心な地域をつくる～。数値目標「引っ越す予定はない」という方の割合50%。

以上でございます。

平成27年度から実施されているこの計画について、4項目の達成状況と残り2年間の具体的な目標達成に向けた施策を質問します。

以上です。よろしくお願ひいたします。

町長 それでは、5番奥山謙三議員の「舟形町人口ビジョン・総合戦略進捗状況を問う」についての質問にお答えします。

舟形町の人口減少は、想像以上の速度で進んでいます。舟形町人口ビジョンの戦略人口で見ると、2015年は5,698人を目指していたのに対し、5,631人（国勢調査）と、2010年国勢調査に比べて9.6%減少しています。しかし、これは舟形町に限ったことではなく、山形県でも2015年112万2,957人だったものが、前回調査から4万5,967人の減で、率にして3.9%の減となっています。

中でも社会動態については、転出超過となっています。総務省が1月29日に公表した2017年の人口移動報告で、転入超過となったのは県内では東根市のみで、ほか34市町村では転出超過となっており、特に進学や就職での人口流出が深刻な現状を浮き彫りにしています。全国では、市町村の7割以上で転出超過となっており、地方創生を進める中でも東京圏など大都市への流入が続いているのが現状です。

さて、総合戦略の達成度を推しはかる数値目標については、次のような結果となっております。

1の町内従業者数（民営事業所）5年後50人増についてですが、平成24年度の経済センサスでの数値が1,751人となっており、平成28年度と同調査の数値は1,461人で、マイナス290人となっています。この数値については、J A新庄もがみの合併により本所が舟形町にあることで、職員全部が舟形町に計上された数値となっているため、実際の町従業者数については平成26年の基礎調査での1,505人で、平成28年度と比較するとマイナス44人となります。

2の転入者マイナス転出者の数（U J I ターン）5年間で30人増加については、平成26年度マイナス9人となっており、平成28年度はマイナス12人、平成29年度はマイナス15人となっています。

3の出生数5年間で180人で単年度平均で36人となっていますが、平成26年度は26人、平成28年度は29人、平成29年度は19人となっております。

4の引っ越し予定はないという割合50%ですが、平成27年度で41.4%で、昨年10月に実施しました地域づくりアンケートの調査で58.4%となっております。

数字だけ見れば、「全体的に余り進まなかった」という評価であったと見てとることができます。

現在、地方創生交付金を契機に実施した事業は、少子化対策事業として「ほほえみサポート給付金」「子ども養育支援金」等、子育て支援事業としては高校生までの医療費の無償化等、雇用促進対策事業として「企業支援補助金」「資格取得補助事業」等、豪雪対策事業として「除雪機械購入費補助事業」に加え、「舟形町商工業活力アップ推進事業」、「舟形町社会福祉協議会への保育所の業務委託料」「舟形放課後若あゆ塾の実施」「日本一おいしい給食・食育

事業」「生活道路整備支援による道路整備と除雪」などを実施することでも、総合戦略の目標達成に向けた推進を目指しています。

その中で、特に「人口減少社会に対応した地域社会を構築する戦略」として重要となるのは、交付金を活用して取り組んでいる「官民協働・地域間連係による住民主体の地域づくり推進事業」です。これは、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析を考察し、どのような地域になるか、あるいはどのような地域を目指していくのかを地域全体で考える事業です。協働のまちづくりを推進する次のステップとして、地区ごとに地区計画を皆さんの手で作成していただきたいと考えています。

そのためには、まず町民アンケートを実施しました。その結果から、「雪」「交通」「買い物」「仕事」というキーワードが上がりました。家庭や地域だけでは対応できない課題であるため、現在多くの町内会で行っている地域支え合い除雪体制や有償による除雪ボランティアの展開、乗合タクシーの充実について検討することが想定されます。また、小中高大と年齢に合わせた職業体験を行うとともに、新庄最上地域の企業を知っていただく機会を創出する必要があります。

今後どのような取り組みができるのか、持続可能な方策を皆さんと一緒に今後町内会ワークショップを開催して検討してまいります。

アンケートの中で、「引越す予定はない」という方の割合が、平成27年度41.4%から平成29年度58.4%となったのはこの2年の成果でもあり、地方創生の核心に迫るものと考えています。「ずっと舟形町に済んでもらえるように」の取り組みを行います。

残り2年間の具体的な目標達成の計画については、来年度重要事業としてお示ししたとおりです。ただし、人口減少と少子高齢化の克服は、5年間という期間で容易に達成できるものではなく、さまざまな取り組みを積み上げつつ、その時々「今足りない」ものを補いながら進める、非常に息の長い継続した取り組みが求められるものと考えています。

総合戦略の実現については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、議会においても3月開催予定の住民・NPO・関係団体や民会事業者等の総合戦略推進会議後に、さらなる効果検証についてご協力をお願い申し上げます。

5番 回答の中で、現段階で達成しているというのは「舟形町で暮らし続けたい」、この割合が50%を超えて、アンケート結果では58.4%というふうな達成になっているということで、大変喜ばしいのかなというふうに考えております。そういった中で、あとの3点につきましてはまだまだ達成には至っていないというふうな状況の中で、1項目ごとに質問していきますが、「働きたい」というふうなところではマイナス44人というふうな結果のようではありますが、その中でこの人口ビジョン総合戦略概要版にいろいろな施策があるわけです。そういった中で、農林水産業の生産、経営体制の強化と6時産業化による雇用の創出、あと観光を軸とし

たといういろいろあるんですけれども、第1点の農業・水産業での雇用の創出の中での6次産業化についての現状と今後の考えについてお聞きしたいと思います。

町長 私残念ながら、目標達成には今のところ達していないわけですが、今後の農業に対する就業、それから6次産業化に伴う就業というふうなもの人口のふやし方につきましては、一つは農業に新規就農していただく人をふやしていきたいというふうなことがあります。これは、JAさんが合併になることでさらなる可能性が一つはあるのかなというふうに思っておりますし、さらには法人化等々で新たな雇用を生むことができるというふうなことも考えておりますので、ぜひ法人化に向けての取り組みをやっていただけるように、こちらのほうからも推進していかなければいけないというふうに思います。

6次産業化のほうにつきましては、一つは佐藤あや子さん、それから中場、そのほかまんさく、そしてマッシュルームというふうなことと、町のほうでは富長小学校の加工場というふうなことが6次産業化の大きな部分として捉えられているわけですが、やはりマッシュルームさんのほうの雇用というものが一番大きいのかなというふうに思います。また、町の加工場のほうにつきましては、今のところすぐに解決できるような方向はないんですが、それらの活用を含めて今後につなげていきたいというふうに考えております。

5番 ぜひ、なかなか大企業をこの舟形町に持ってくるというのは非常に困難なわけでありまして。そういった中で、農業というものがあるわけでありまして、ぜひとも法人化で会社を組織した形での農業、この辺について町としてもやっぱりもっともっと支援をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているところであります。

あと次が観光客、要するに交流人口をふやしていくというふうなところの考え方について、非常に町として余力を入れていないような感じがするわけでありまして、本気になってこの交流人口をふやそうというふうなところで、どういうふうな施策を今考えているのかお聞きしたいと思います。

町長 なかなか観光業で舟形町で生計を立てている方がいないというふうなこともございまして、また温泉地みたいな宿泊施設がないというふうなことで、収益になかなか結びついていないところもあります。ただ、舟形町の中では最上小国川という川の中で、釣り客が年間4万人ぐらい訪れるというふうなお話を伺っておりますし、そういった自然等々を活用した中で観光客の見込みというふうなものが、今後とも必要なのかなというふうに思います。

また、それらの自然を生かした交流人口の増というふうなことで、東京の港区でありましたり、世田谷区というふうなことでの交流の継続、拡大というふうなことが必要になってくるかというふうに思います。

あとは、今のところ縄文の女神というふうな町にとっては大きな財産がございまして、現在県立博物館で県のほうで保存というか所有されているものですから、舟形町に来ても見

れないというふうな現状がございます。舟形町だけでもなかなか厳しい状況もありますので、今のところことしあたりから最上町さん、それから大蔵村さんと最上郡の南部地方の中で縄文時代の遺跡であったりについての研究等を進めて、3つのまず自治体でその縄文文化等についても観光といいますか交流人口の拡大を図れないかというふうなことで、3つの自治体でことしから少しずつ取り組もうというふうなことで、検討をしているような状況でございます。

5番 町長から答弁あったとおり、非常に簡単に解決できるというふうな問題ではないというふうに思いますが、ただ参考になるのが隣の大蔵村でいろいろなアクションを起こしております。棚田といい、花火といい、今回は雪掘りで全国放送にもなっている。こういうのを参考にしながら、舟形町でもやれるんじゃないかなというふうなイベントがたくさんあるわけです。それをやっぱり可能にしていくのは、行政ではないんじゃないかなというふうに考えております。

もっと平たく言うと、いかに舟形に定住している若い方々を参加させて、そういうふうな場をつくってもらえるような側面からの支援というふうな立場で町がやっていければ、そういういいものができてくるんじゃないかなと。だから、大蔵村ですと若者ミーティングといって若者だけのいろいろな組織があって、絶えずミーティングしながらいろいろなものをつくってきているわけです。そういうふうなものが、舟形町ではちょっと足りない。もっとも若者が羽ばたける舟形町にしていかなければ、活性化された町というふうなものにはつながっていかないというふうに思うんです。そういったところで、若者のばかな発想かもしれませぬけれども、そのばかな発想が我々では思いつかないような発想なわけですから、もっとも我々がやっぱりこれをくみ上げて、実現していくような体制というものも若い町長でありますので、この辺にもっとも力を入れていただきたいなというふうに思います。

あともう一つが、移住窓口ということで100件というふうな目標があるようですけども、その移住相談の窓口、相談件数はどの程度あるのかお聞きしたいと思います。

町長 大蔵村さんの例につきましては、私も大蔵さんのいろいろな行事に参加させていただいているんですが、村で直接やっているという事業は少ないようです。観光協会であったりというふうなことが多いようで、それに対して村で支援をしているというお話を村長さんのほうからも聞いております。ぜひ私どもも、そういうふうなことで若者のやる気を支援していくような、そういうシステムを何とかつくっていきたいというふうに考えているところです。やはり行政でずっとやっていくのには限界があるというふうに思いますので、ぜひ民間の若い人の力を借りてやっていきたいというふうに思います。

あと、移住相談の件ですが、東京港区の交通会館のほうに移住センターがありまして、町としてもそのほうにお願いをしておるんですが、件数は今ちょっと聞いたところわからない

というふうなことなんです、余りないような状況だというふうに思います。

5番 なかなか言葉で言うほど、移住させてくるというのは非常に難しいというふうなことは感じております。

次ですけれども、空き家を利用した移住者向け住宅5件というふうな目標があるようだけれども、この辺についてはどのような状況になっているのか。

町長 先ほどの移住の関係でいきますと、移住を進めようというふうなこともありまして、来年からできれば舟形町から出ていった方のお子さん、要は舟形町に住んでいる方から見れば孫に当たる人たちを、何とか雪の状況とか冬の状況がわかる人たちをこちらのほうに連れてこれないかというふうなことで、孫プロジェクトをつくってこちらのほうに戻ってきてもらえるような方向のものを考えております。

あと、空き家の住宅についても、一つは権利の関係があるものですから、なかなかその権利調整が難しく、移住者向けのというふうなことが今のところない状況です。ただ、今年度から住宅セーフティーネットの法改正がありまして、国県等の補助金もいただきながら、それができるところの制度にもちよっとなっているところもありますので、ぜひ町としても空き家を解体する方向ではなくて利活用できるような、何とかそういう方向にもっていきたいというふうに考えております。

5番 さっき、町長の答弁の中で孫プロジェクトという言葉が出てきた関係でちょっと質問しますが、やはり若者をこちらに呼び込むというからには、若者がしたいような仕事をやっぱりつくっていく必要も考えなきゃならないなというふうに思います。そういった中で、せっかく長沢集学校というふうなところがあるわけで、その集学校では各教室余っているところに都会からのIT関係の企業を誘致したいというふうなところで、人をふやしてまでも誘致活動してくれているというふうなところもあるわけなので、そういうところと連携を密にしながら、やっぱり若者が就職したくなるような場の創設というものもぜひとも展開をしていただきたいなというふうに思います。

次が、ちょっと私も勉強不足なものだから、フィールドワークとしての大学生なり学生のいろいろな交流を促進しますとありますが、今現在その学生たちのフィールドワークとしての舟形町での活動というのはどういうふうな状況になっているのか、お聞きします。

町長 今現在は、多分ことしに限っては山大のフィールドワークというふうなことで、山大生の交流があるかと思います。あと、ことしは実現できなかったと思いますが、東北福祉大の大学生との交流も昨年まではありましたので、そういった中で徐々に広げていただいて、ぜひ舟形町の魅力を知っていただいて、就職先なり住んでもらえるようなそういうところに情報発信の一つとして、このことについても取り組んでいきたいというふうに思います。

5番 あえてこのことを言ったというのは、やはりさっきの若者、まして学生のやわらかい頭の

発想というものをもっともっと町として活用できるようなことを考えていくべきじゃないかなという、要するに外部の力を借りながらこの舟形町のよさを引き出していくというか、そういうふうなところをもっていただきたいなというふうに思います。

その次が、「産み育てたい」というふうなところで、前婚活イベントでかなり積極的にやった経過があったわけでありますけれども、最近の状況を見るとかなり活動が低下してきているのかなというふうな感じがしますけれども、この辺もやっぱり一つの人口増に向けた起爆剤としてはいいんじゃないかなというふうに思いますので、この辺についての町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 テレビの番組を通してながら婚活等々で舟形町が話題になって、結婚される方も何組かいらっしやったようでございますけれども、その後商工会のほうのふるさと公社のほうに委託をお願いしているんですが、なかなか東京のほうの紹介業者さんとも町として関係をしながら、コンピューター等でどういう人が登録されているとかというのを見れるような状況ではあるんですが、来るのを待っているような今の状況なのかなと。積極的に例えば夜出向いてとか、そういうふうな形の中でPRがちょっと足りないかなというふうには思っております。もっともっと、せっかくノツツェさんという紹介業者さんとの協定も結んでいることもありまして、そういったものをぜひ使っていただいて、それに対して東京に行くとかいろいろなところの補助制度も町として持っておりますので、それらを利用していただくというふうなことが大事なのかなというふうに思っております。

まずは、情報発信を強化していくようなことで、来年度は申し上げたいなというふうに思っております。

5番 これまでは人口ビジョンのこの概要版に沿った質問をしてきましたが、今回の回答の中で官民協働、地域間関係による住民主体の地域づくり推進事業というようなものに、かなり強い思いがあるんじゃないかなというふうに感じました。そういった中で聞きたいのは、これまでの舟形町というのは町内会が主体の地域づくりというふうなことがメインになってきたわけでありますけれども、今後この事業を進めるに当たっては住民、町内会、連合町内会、行政というふうなかかわりを、どのような形を描いているのかお聞きしたいと思います。

町長 その地域のあり方について、やはり人口減少の中でどのようにこの町をつくり、この地域をつくり、この町内をつくりというふうなことについては、そこに住んでいる人たちがどういう町をつくりたいか、どういう地域をつくりたいか、どういう町内をつくりたいかというふうなことを自分の目標として捉えて、一緒にそれを考え実行していかなければ、この地域はつukれないのかなというふうに思うところです。

行政で考える「こういう地域にしたい」という思いはありますけれども、そこに地域の住民とその考え方に乖離がある場合については、なかなかそれも進まないというふうなことであ

りますので、昨年からしているアンケート調査、そして今年度から地域に落ちていきましていろいろとまちづくりのワークショップ等をやっているって困り感を共有しながら、しかもその中でどういう町をつくっていきましょうという自分たちの共通の目標をつくりながら、そのまちづくりを進めていかなければならないんだらうというふうに思います。そのことが、最小の経費で最大の効果を生むそういう行政運営につながるというふうに、私は考えております。

やはり、単位となりますと町内会というふうな形になるんでしょうけれども、町内会の意見を聞くというふうな形の中でいくと、またそこに参加する方々、一家の中でその会議に出てくる方々というふうなことで特定されることもありますので、私的には町民のグループがいっぱいあって、その中でしっかりと意見を聞いて、段階的な町内会等の意見集約の中で町と関係をしていけるようなそういう形、ちょっとわかりづらいですかね。町内会の単位はまず原則的にありながら、その町内会の中でも意見を言う方々が限られるので、別の意味のサークル的なところとかそういったものの意見も組み入れられるような、そういう仕組みの中で行政と一緒にやってというふうなことで、横並びの感じで今のところは私は想定をしているところです。

5番 今後の各地域に出向いてのワークショップなり意見交換会をするというふうなところで、要するに聞いているのは各町内会ごとにやるのか、学区単位でやるのか、これどっちなんですかというところを聞いているんです。

町長 今のところ、手法としては学区単位でやりたいというようなこともあるんですが、アンケート等を今のところ分析をしております、町内会のほうから入っていくのか、一旦連合町内会のほうに入っていくって、そこから細分化して地域のさらに町内会ごとにするかというふうなところについては、今検討中だというふうなことでございます。

5番 進め方がすごい大事じゃないかなというふうに思うんです。というのは、やっぱりどうしても舟形の場合だと、連合町内会というふうな組織が強固な形ができていないというふうなところを考えていくと、最初から連合町内会単位でやってしまうとやっぱり各町内会ごとの温度差が、活動内容も違うし、これを連合町内会単位でやってしまうと非常にまとめるにしてもまとまらなくなるし、逆に参加する人もますます減ってくるんじゃないかなというところを懸念するわけです。

そういったことを考えていくと、やっぱりここは町内会ごとにして、それを踏まえて連合町内会のほうの話に持ち越していくとか、そういうふうな流れでいったほうが当町にとってはスムーズなワークショップなり、いろいろな意見が出やすいんじゃないかなというふうに考えます。そういったことで、もし連合町内会を強化したいとすれば、各町内で連合町内会にコミセン的なものを設置してそこに職員を置いて、絶えずそこが窓口になっているいろいろな相

談を受けられるような体制というものをつくってあげなければ、なかなか連合町内会の強化というのに結びつかないというふうに思います。

私知っているところは、やっぱりコミセン中心なんです。コミセンがあって、その下に各町内会がぶら下がっているというふうな流れがほとんどなんです。ただ、舟形の場合は町内会ごとにやってきているというふうなことを考えていくと、性急に連合町内会を強化するというのは難しいというふうに考えておりますので、この辺を慎重に進めていただきたいというふうに思います。

あと次の質問ですが、町長はこの舟形町のよさを実感できるような政策を進めてきているわけであります。人の欲求というのは、限りがございます。今いいというふうなことをしてくれても、それがマンネリ化してしまえばそれがもう当たり前になって、結果的には満足感がなくなってしまうというところを考えていくと、ほかの行政と比べるとか、よそ者の力を借りるとか、そういうふうなことをやっていくことによって、逆に我々住民が舟形のよさというものを実感できる場面もつくれるのかなというふうに思いますので、もっともつとよそ者が羽ばたけるような、来てもすぐ羽ばたけるような環境というものも町でつくってもらいたいなど。

一例としては、今教育委員している大類さんだっけか、ああいうような方々がすぐ羽ばたけるような環境、羽ばたけるということはどんどん自分の思いを伝えられるような環境をつくってあげることが大事なのかなというふうに思いますので、この辺のところをぜひ大いに実現してもらいたいというふうに思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 奥山議員のおっしゃられるとおりでありまして、やはり物事を解決するにはよそ者、若者、ばか者というふうなことが言われておりますので、それをしっかりと受けとめて活躍できるような体制をつくらないことには、その方々がいらっしゃっても埋もれてしまうというふうなこともあるかと思っておりますので、その点について活躍できるように寛容なそういう制度なり、聞く場所とか等を積極的につくっていきたいというふうに考えます。

今後ともいろいろなご意見をいただきながら、まちづくりを進めていきたいと思っておりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

5番 時間がないので最後になろうかと思いますが、回答書の中にこの事業を進めるに当たり3月に産・官・学・金・労・言及び住民で構成している舟形町総合戦略推進会議を行う予定とありますが、当然3年間やってきてのPDCAを行いながら見直すべきところは見直していくというふうなことが必要だと思っておりますが、そのメンバーはどのようなメンバーなのかお聞きしたいと思います。

町長 メンバーについては、まちづくり課長のほうから報告をさせたいと思います。

まちづくり課長 今年度、会議を今月の26日に予定してございます。平成28年まで20名の方を各

経済団体、あとはマスコミ関係とか、そういうふうなところで20名お願いするんですが、今年度につきまして事業内容につきまして、運営組織の事業というふうなことで今固まって、その方向で今進んでおりますので、事業が固まったというふうなことで20名ではなくて10名に絞って今回検討させていただくことにしています。

まだ委嘱状をやっていないので、ここで今申し上げるわけにはいかないんですけども、考え方としては今までと同じ部門の中から10名というふうにご考えております。

5番 ぜひ、これを決めたからこのとおりいくということはあるわけなので、絶えずやっぱり見直しをしながらよりよいものをつくっていくというのが本当の姿であるというふうに思いますので、今後ともPDCAを十分行っていただき、住民が満足と幸せを感じられるような町政運営をお願いしながら、一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

6番 通告に従いまして、3点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「最上『道の駅』構想の方向性は」と題してご質問いたします。

最上地域の共通課題に「高速交通網の利活用」が考えられます。最上地域振興を図るため、地域住民へのサービス提供や県外からの誘客促進などの機能を有する拠点として、「道の駅」の整備が必要であると思います。さきの一般質問におきまして、最上8市町村での「道の駅」を提案いたしました。その後、最上総合市庁が中心となり、幾度となく関係機関での会議を開催しているようでございますが、一向に方向性が見出せないのが現状であります。

「道の駅」という施設のあり方が課題であるのであれば、現在県が提唱している①産直施設のネットワーク化、②観光情報のネットワーク化、③住民サービスのネットワーク化、④防災機能のネットワーク化、⑤交流・連系のネットワーク化などにより、各市町村の独自性を発揮し、各施設が効果的に連携・補完できるような地域施設のネットワーク化を形成すべきと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「広域連携による観光振興策は」と題してご質問いたします。

観光は、非常にすそ野の広い産業であり、全国各地そこにある景色や人々の暮らしそのものが観光資源となり、観光の潜在的な力に対する期待、注目が高まっております。近年、特に訪日外国人旅行者数が増加傾向にあり、全国的には既に年間2,000万人を超え、国としても

2020年には4,000万人、さらに2030年には6,000万人を目指し、地方創生の礎にすることを国の観光ビジョンとして提案いたしております。

県内におきましても、酒田港に寄港する外航クルーズ船観光客など、新たな外国人旅行者への対応に力を入れ、受け入れ環境整備事業を新規事業として取り組んでおります。最上広域としても、酒田から最上まで足を延ばしていただくための観光素材の発掘、磨き上げ、売り込み強化が必要であり、最上観光資源のブランド化による「勝てる商品づくり」が急務であると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、「ふるさと納税の今後は」と題してご質問いたします。

国が掲げるふるさと納税の理念は「地方創生」であり、地方自治体に納税をする行為は地方創生を行うという大義名分につながるものと思います。寄附という恩恵を受けた自治体は、寄附金をさまざまな事業に運用ができ、すばらしい制度であるにもかかわらず、ふるさと納税を余りよく思っていない方々も一部にいるのは事実です。そういう方々の中には、「ふるさと納税は今後長く続く制度ではない」と言い切る方もおります。一方「地方創生」だけではなく、新たな財源確保につながる制度として今後もふるさと納税は継続されると考えている方々もおります。

本町の寄附金は、平成22年度の200万円台からスタートして年々増加し、平成27年度は7億2,000万円まで到達しましたが、その後は年々減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、本町としての今後の具体的な取り組み方針につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番齋藤好彦議員の「最上『道の駅』構想の方向性」についての質問にお答えいたします。

平成28年3月には、県は「やまがた道の駅ビジョン2020」を策定し、「やまがた道の駅」を現在の18駅から30駅程度にふやして、観光振興、地域の産業振興等による「やまがた創生」に資すると基本目標を設定し、配置や考え方、目指すべき将来ビジョンや基本機能についてまとめ、県内の各市町村に設置の働きかけを行っています。

最上地域においても、昨年3月15日に最上地域「道の駅」検討委員会が設置され、管内市町村長、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長、山形県県土整備部長、最上総合市庁長が委員となって検討しています。

昨年6月に最上総合市庁で、それまで各市町村の意向調査や先進地研修などの勉強会を開催しながら、最上地域における「道の駅」ネットワーク構想というたたき台を示されました。この構想では、最上地域の共通課題を整理し、対応の方向性として最上地域8市町村の地域振興を図るため、地域住民へのサービス提供や県外からの誘客促進などの機能を有する拠点としての「道の駅」を整備し、各市町村の「道の駅」が効果的に連携・補完できるよう、最上「道の駅」ネットワークを形成するとしています。

最上地域8市町村の連係型を方向性としつつも、ことしに入り県土整備部より最上地域の核となる「道の駅」の必要性について提案されています。その理由として、最上地域の人口についてと最上地域の観光資源と観光客数について取り上げ、いずれも減少傾向にあることを取り上げつつも、多数の利用者が期待できる最上地域の「道の駅」の立地候補場所としての条件を、「道の駅」に100万人集客するとした場合の必要な交通量の試算として、1日少なくとも3万台の交通量が必要であるとしています。その上で、東北中央自動車道が開通した場合、高速道路利用者数の増大が見込まれ、その施設として新庄インターチェンジ付近、新庄北インターチェンジ付近の2カ所が挙げられています。また、尾花沢北インターチェンジから雄勝こまちインターチェンジ間58キロメートルに有用な休憩施設がなく、必要性を強調しております。

町としては、南に尾花沢北インターチェンジがあり、東に最上町の川の駅が「道の駅」にどの最上町の意向もある中で、あゆっこ村エリアを「道の駅」事業の対象エリアにできないか模索してきましたが、尾花沢北インターチェンジの「ねまる」道の駅から10キロメートル区間内であること、あゆっこ村の管理道路が町道であることなどから、位置的な条件や予算面でのハードルも厳しいものがあると考えております。

今後は、最上地域に核となる「道の駅」ができた場合について、こういった形で町の産業振興、観光、住民サービス、防災機能、交流連係といったネットワークにかかわっていけるか、最上地域における道の駅整備構想の経過を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、「広域連係による観光振興策は」についての質問にお答えします。

最上地域の広域連係による観光振興については、県で平成26年4月に施行された「おもてなし山形県観光条例」に基づき、最上地域観光協議会が中核となって、平成26年度から観光誘客プロデューサーを設置して観光素材の発掘、磨き上げ、売り込みを中心に最上8市町村の観光振興策に取り組んでいます。

具体的な施策として、「効果的な情報発信」「最上地域の観光の魅力向上」「受入企画の実施」「受入体制の整備」及び「インバウンド」の推進の5つを柱として事業を展開しているところです。

また、最上観光資源のブランド化については、最上地域の豊かな自然や歴史文化、食など幅広い観光資源を結びつけた楽しみ方等を含めた取り組みを展開していくため、市町村ごとの関係者との情報交換を開催し、実績・売れる商品の分析を踏まえて比較した旅行商品を観光誘客プロデューサーが適時的確に売り込みを行っております。

そのほかにも、海外旅行会社等への旅行商品化の働きかけや、東北観光復興対策交付金事業を活用して県が事業主体となって最上地域の広域周遊ルート開発にも取り組んでおります。

また、昨年8月2日に外航クルーズ船コスタ・ネオ・ロマンチカ号の酒田港寄港での対応な

ど、最上地域観光協議会としてのオプション・ツアーや岸壁でのお出迎え催事での物産展などの対応にも加わっておりますが、最上地域の観光となると戸沢村の舟下りまでで、それより東への最上管内への観光実績はない状況です。

インバウンド対策にかかわらず、町として今ある「自然」「食」「歴史」「文化」などの観光素材を磨き上げ、広域で企画する商品化に適時的確に売り込みできるよう努めていくことが大事であると思います。

現在、具体的に町の商品化となっているのは、春先に松橋ワラビ園収穫体験、若あゆ温泉入浴と昼食、舟形マッシュルーム立ち寄り買い物など旅行商品としていますが、そのほかにも鮎のつかみどり体験やそば打ち体験などの体験型観光、また歴史文化として国宝縄文の女神についての旅行商品化も考えられます。

しかしながら、こうした町内だけでの観光素材での企画ではなく、最上管内の観光素材を組み合わせでの商品化、さらには最上圏域を超えた広域的な連係が必要であると思います。

こうしたことを踏まえ、今後とも最上地域観光協議会の観光誘客プロデューサーを活用しながら、町の観光資源を提供していきたいと思います。その上で、受入態勢の整備を図り、町PRに努めてまいりたいと思います。

また、将来的に観光事業が幅広い分野に経済波及効果が望めるような町内の観光素材を活用した事業者がおれば、前向きに支援してまいりたいと思います。

次に、「ふるさと納税の今後は」についての質問にお答えします。

ふるさと納税の推移については、ご質問の中で平成27年度の7億2,000万円をピークに減少しているとの内容がありましたが、実際には平成28年度については確かに6億2,000万円で、前年度より約1億円の減少となっています。これは、米の返礼品で平成27年度産米が品切れとなっていた平成28年3月に、マスコミ報道で舟形のふるさと納税返礼品の米が取り上げられ、寄附額が急増しました。その効果を取り込むために、平成28年3月に新年度産米の先行予約を開始し、結果的に平成27年度の寄附額が増加し、平成28年度の寄附額が前年度より結果的に約1億円少なくなったと分析していますので、実際には先行予約分を考慮すると平成27年度・28年度はともに約6億5,000万円程度の実績になると認識をしております。

今年度については、今議会で歳入を当初より2億円増額するための補正予算を計上しておりますが、平成27年度のときの理由とは違いますが、平成30年度の先行予約を受け付けしたことでの補正予算であります。

昨年4月に総務大臣通知で返礼品を3割以下にという指導があり、全国的に3割以下への制度見直しがふえてきている状況で、郡内でも年度内で3割程度へ以降したところがほとんどとなっている状況です。町でも、クレジット決済などの会計事務の時期を加味して、3月16日から全国の流れにあわせておくれればせながら3割程度の返礼に移行することとしておりま

す。

また、返礼割合の変更をこの1月2月に平成27年度と28年度の町への寄附者に文書で約9万通、メールで6万3,000件の通知を送付または送信いたしました。その際、新年度産米の先行予約を受け付ける旨を付しており、現在寄附額の状況も好調に推移している状況です。

今後は、来年度の対応状況がどんなふうに影響していくのか、動向を見ながら平成31年度の体制を検討していきたいと考えております。

まずは、今年度・新年度分の先行予約をして、平成27年度からの年間寄附額同様に確保できるよう頑張っているところですので、ご理解をよろしく願いいたします。

6番 ちょっと声が変わって済みませんが、質問したいと思います。よろしく願いします。

二、三、再質問させていただきます。

まず「道の駅」の件でございますが、町長もごらんになったかと思いますが、先日の山新に「新庄市議会で道の駅構想の素案の報告」の記事がございました。この基本構想は、新庄市が独自で取り組んでいる検討会の報告なのか、広域としてかわりがあったか、全くかわっていないのか、運営形態とわかる範囲でお伺いしたいと思います。

町長 「道の駅」構想は、各自治体の中でも検討されていることではあります。先ほど申し上げましたとおり県のほうのビジョン等がありまして、総合支庁のほうで先導する形で最上8市町村の取り組みについて昨年からの状況があります。当初は、8市町村がネットワークを組みながらやっていくというようなことの中で、今最上8市町村にありますのは戸沢村の道の駅ただ一つでございますので、その状況を考えながらどういうふうに対応していくかというようなことでありましたが、今年度になりまして新庄インターチェンジもしくは北インターチェンジに最上8市町村の核となるような「道の駅」というような構想に、県のほうでシフトしてきているようであります。

ただ、先ほど言いましたとおり、戸沢村の道の駅新庄高屋道路が完成し、沿線沿いから外れます。それから、最上町につきましては最上町の川の駅を道の駅というふうな構想もあるようです。さらに、金山は金山で中央公民館の改修とあわせて道の駅をしたいというような要望もあるようです。そういった中で、核となる道の駅について、今のところ一枚岩でそのことが決定されているということではなくて、恐らく新庄市議会の中では県の意向も踏まえながら、自分たちの道の駅構想について議論されたものだというふうに認識をしています。

6番 そうしますと、町長の答弁ですと何か方向性がよくわからないというふうな状況だと思います。答弁書によりますと、町長もおっしゃったように最上の核となる拠点をという県の指導でございますので、新庄のそういう考えであれば県と新庄市の考え方にギャップが生じており、そのはざまにあってじゃあ我々はどうすればいいのか迷うところでございますが、町長個人として舟形はどの方向に向かっていきたいのか、いくべきなのか、お考えをお伺い

します。

町長 温泉のほうの社員の方々に、群馬県の川場村の道の駅を視察してきていただいて、その報告を受けております。そこは、沿線沿いから離れておりまして、わざわざ行く道の駅というふうなことで、それが大変にぎわっているというふうな現状もございます。町の方向性としましては、前にも申し上げましたがあゆっこ村のにぎわいというふうなことで、温泉であったりゴルフ場であったり、そしてマッシュルームスタンドというレストランというふうなことの兼ね合いの中で考えていくのがいいのではないかというふうな思いがあります。

ただ答弁でも申し上げましたとおり、補助金という事業を推進する上では、尾花沢の「ねまる」という道の駅から10キロメートル以内は国のほうで補助対象にしない方向であるようです。さらに、県道沿いであれば県のほうの補助もあるようですが、あゆっこ村付近ですと町道というふうなことで、補助の該当に今のところなるようなところはないと。道の駅はつくれますが、それをつくるときの補助制度が今のところ見つからない状況でありますので、今後郡内の状況等をよく見ながら、町として町のにぎわいをどうつくっていくかと。舟形には、産直まんさくさんもあります。その辺との絡みも、しっかりと捉えながらやっていきたいというふうに考えているところです。

6番 方向性が見えないようでございますが、私としては前回の質問で申し上げましたとおり8市町村での、県で言っている最上の核となる1カ所の拠点のほうがベターではないかなと考えているところでございます。最上の川の駅なり、戸沢村さんの道の駅なりあるわけでございますが、そうした場合にさまざまそれぞれ町村が独立したものを建てていったんでは、今町長がおっしゃるように距離感なり運営上の問題もあるわけでございますので、舟形町としてはやっぱり8市町村でという考えを押し進めていくべきじゃないかなと私は思っているところでございますので、そのあたりをあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を変えますが、先ほど答弁にもございました県が考えます道の駅のネットワーク構想がございまして、これは、県が考えているのはそれぞれの道の駅のネットワークでございまして、相当時間を要するんじゃないかなと思うところでございます。そうなりますと、その間何もしなくては全然進まないわけでございまして、先ほど申し上げましたネットワーク化、特に各市町村にございまして産直のネットワーク化、産直を情報発信の基地にして、そのネットワーク化によりましてそれぞれの独立性を発揮して情報発信をしていくと。最終的には、最上の核となるその道の駅が完成した暁には、その核と各市町村を線で結ぶようなネットワーク化が一番ベターではないかなと考えておりますので、そのあたり町長のお考えをお伺ひします。

町長 核となる道の駅についての説明を受けたときに、観光の情報発信基地であったり、それから防災上の基地であるというふうなことと、最上地域の農産物等の販売、そういったものが

できるというふうなことがありました。ただ、舟形にはまんさくさんがあので、そうした場合に競合する可能性も出てくる。あと、新庄市にはまゆの郷というふうな大変にぎわっている、キトキトマルシェとかというふうなことで大変にぎわいのあるところもあります。そういった中での調整を図らないと、一概に産直施設がそこにできただけでは周りとの関係が、核となるところだけがよくなってはネットワークにならないのではないかとというふうなお話しもさせていただきました。

そういったところを踏まえながら、ただご指摘のとおり産直を結ぶネットワークというのは、逆に言うと今までなかったというふうに思いますので、それぞれの産直施設をうまくネットワークで結ぶことで、いろいろな商品の共有化というふうなこともできるのかなというふうに思います。現に、まんさくさんのほうでも他町村の方が準会員となって、農産物を持ってきて販売しているということもありますので、そういったつながりというのは今後とも必要なことではないかとというふうに思いますので、新たな提案として県のほうにもそういった形の連係ができないかというふうなことで、検討していきたいというふうに思います。

6番 最上広域の中でさまざまなネットワーク化、今の産直も含めまして構想があるかと思いますが、最上定住自立圏構想がございます。その中で産直についてのこういったネットワーク化、連係・補完なりそういうお考えはございますか。

町長 最上広域の理事会のほうで、道の駅についてはまず議題として上ってくることは今のところありません。

6番 そうであれば、やっぱりこの定住自立圏構想から切り離して、産直のネットワーク化を図っていくべきではないかなと考えるところでございます。

先ほど、町長の答弁の中でまんさくの話も出ましたが、振興公社なり物産センターなりまんさくなり、それぞればらばらでは町のPRができないと思います。そのあたり、まんさくは農協だからというんじゃないくて、センターは振興公社だからでなくて、一緒になって町のPRをしていくのが一番よいのではないかなと。そのPRが、最終的には道の駅の情報発信につながっていくのではないかなと考えるところでございますので、その町のPRを前面に出して道の駅でも産直にしてもどんどんPR効果を高めるための事業をしていただきたいと思いますところでございます。

次の質問に変わります。次に、観光振興策の件でございますが、酒田港に寄港するクルーズ船の観光客のオプションは、主に庄内地方を散策する方が多いと思います。最上地方に足を向ける方々は、答弁書にもございましたが戸沢村の舟下りまでで、それ以降最上のほうに足を延ばす観光客はいない。足が向かないというよりも来ないといえますか、観光地としての魅力がないんじゃないかなと思っておるところでございます。

そこで、さきに提案申し上げました国宝県立博物館の誘致の話は、今どのような状況でござ

いでしょうか。

町長 大型クルーズ船の寄港に伴う最上郡のオプション・ツアーとしては最上川舟下りと、それから舟形のマッシュルームの2つがあるようです。しかし残念ながら、マッシュルームのほうの寄港はないというふうなことでございました。そういった中で、戸沢村より東のほうへ持ってくるというふうなことでの人を呼び込むための施策として、やはり外国人に人気のある縄文時代の土偶とか、縄文時代の文化というふうなものについては非常に観光素材、それから魅力として発信することが多くあるのかなというふうに思います。

ただ、その県立博物館の新庄移転等についての話でございますけれども、1月になってから県の教育長とそれから県知事のほうに縄文の里帰り展というふうなまずは切り口で、何とか縄文の女神を舟形で展示していただけるような、そういう要望書を提出してまいりました。しかしながらいろいろと展示する、国宝になったものですからいろいろ制限をつけられまして、そういった建物等の整備がなければ難しいと。特に、来年度は東京の国立博物館での展示、さらにはパリのほうに行つての展示というふうなことがあるようで、国宝ですと年間に何日しか展示できないというような規定もあるようで、来年は申しわけございませんが舟形に里帰りすることはできないというようなお話をいただきました。

そういった中でも、やはり舟形町から出た宝物でありますので、引き続きまずは縄文の里帰り展というふうなことの実現とあわせて、しっかりとその箱をつくるというふうなことで、どのような形がいいのか県のほうとも協議をしながら、また大事なのは舟形町の縄文時代への十分な知識を共有することと、やはり子供たちを含めて多くの方々がぜひ舟形町に戻してほしいというような思い、さらには最上地域全体としてそういう運動がなければ、そのことについては難しいのかなというふうに思いますけれども、それは手をこまねいていたのではだめだと思しますので、少しずつでもそういった運動を展開していきたいというふうに思っております。

6番 縄文がパリに行ったり東京に行ったり、それは構わないんですよ。私が申し上げたいのは、里帰りじゃなくて博物館そのものを持ってこれないのかと。霞城公園の中にあり移転を迫られているわけですから、そういうチャンスであるので、その里帰りしている地元で博物館ごと移転できないのかということをご提案申し上げたところでございます。

ちょっと観光振興とずれますけれども、町長にちょっと失礼なことを申し上げますが、先日の森町長の町政報告会の中で、伊藤先生が町長への挨拶の中で「2年就任しましたが、ずうずうしさが足りない」という伊藤先生の言葉がございました。もっと積極的に、知事とのパイプ役の副町長もいらっしゃるわけですから知事とのパイプもございまして、もっと積極的に攻めてはどうかなと思っているところでございます。

私が考えるには、もうこの件は水面下で動いて移転場所も決定しているんじゃないかなと、

あれからもう時間もたっていますのでね、と想像します。町長、9月議会で何回も同じことを繰り返して申しわけありませんが、私の質問に対して「必ずや里帰りできるように努力します」と力強く答弁してくださいました。記憶ございますよね。そのあたりについて、再度お伺いします。

町長 その点についてやはりもっともっと、積極性が足りないというふうなご指摘は当たっているかというふうに思いますけれども、まずは私が9月の定例会で申し上げたそのことについての気持ちは変わっておりません。ただ、やはり舟形だけでというふうなことでいきますと、運動的に弱いというふうなこともありますので、ぜひ最上地域全体で舟形に県立博物館をとというような運動になっていかないと、なかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ先ほどもちょっと別の議員さんへの答弁で申し上げましたが、縄文時代の連係というふうなことで最上町さん、大蔵村さんと教育委員会を通じて縄文文化が最上地域にあったんだというような広がりを出そうというふうなことで今考えておりますので、少しずつですが何とか県立博物館がこちらのほうに来れるような運動を展開していきたいというふうに思っております。

6番 先ほどの町長の答弁を聞きますと、運動を強めていきたいという話ですが、何か持ってくるのが無理みたいなさっきの答弁で、私もさっき申し上げましたがもうどこか移転する先が決まっているんじゃないかなと想像しているんですが、これから頑張れば、もっと最上全体として運動すれば誘致は可能と町長はお考えなんですか。

町長 まだどこぞに内定しているというお話を聞いたことはないのですが、ただある程度何カ所かの想定はしているものだというふうに思います。その中で、やはりぜひ出土した舟形町にというふうなことで強い運動を起こして、こちらのほうに戻ってきてもらえるように、戻してもらえるように強く要望をしていきたいというふうに思います。そして、それもできるかというふうに思います。

6番 必ずや、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やっぱり最上にお客さんを呼ぶには、国宝しかないとは私は考えます。ユネスコの登録になった新庄まつりも知名度アップしてございますが、新庄まつりは期間と時期が限定されます。やっぱり、最上にお客さんを呼ぶには縄文の女神しかないとは私は思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、最後のふるさと納税の件でご質問します。

先ほど壇上からの質問の中で、年々減少傾向にあると申し上げましたが、先行予約についての理解はしました。また平成29年度の資料を見ますと、12月末現在で既に平成28年度を上回っている状況でございます。特に11月、12月、1月で急激に増加してございます。これは米の関係でしょうか、そのあたりお伺いします。

町長 米の関係であります。

6番 先行予約などさまざま手を尽くして、今町長からあったように米の関係で急増してございますが、先ほど答弁書にございました返礼割合の引き下げもこれからございます。そうなれば、少なからず影響が出るかと思えます。寄附金の額が減るかと思えます。そのあたりの対策については新たなものといえますか、何か考えてございますか。

町長 返礼割合が高いことでの駆け込み需要的なところもあって、今のところ高くなっておるんですが、返礼割合を3割にする来年度以降については、やはり全国的な割合と大体等しくなりますので、そうした場合についての需要の落ち込みは当初予算の中でも3億円減額して半減しているような状況でございます。それについての新たな魅力というふうなことであります。やはりふるさと納税を使って我々舟形町が楽しめる、住んでいる人がよかったと思えるようなそういう政策に使っているんだというふうなこと、本来の筋を訴えながら、さらに魅力のある返礼割合で総務省から余りお小言を言われないようなことでの魅力というふうなことで、今のところ具体的なところは検討がこれからであります。

6番 やっぱ舟形は米だと思うんですよ。平成30年度の予算にも盛り込まれております宇宙米が、付加価値を高めた米だと思います。あれが本格的にデビューするまで時間がかかると思います。その間に、何もしないんであればまたぐっと減ってしまうわけでありまして、今後とも何か方策を考えていかなければならないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

時間がありませんが、最後一言。このふるさと納税につきましては、まちづくり公社の存在が非常に大きいと思えます。以前にまちづくり公社のふるさと納税のかかわり方で、組織の変更の話がございました。あの件はどうなったんでしょうか。

町長 私の任期中は、現在のシステムそのままというふうなことでいく予定でございます。

6番 そうしますと、以前に提案されましたあのことは、もう白紙だということですよ。であれば、あと35秒ですので、今後さまざま返礼品の割合の引き下げもございます。まちづくり公社とうまく関係をしながら、舟形町のためになる寄附金の広報といえますか、そのあたりのPRに努めていただきたいと思います。

質問を終わります。

議長 以上をもって、斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

3番 私からは、通告書に従いまして2点について質問いたします。

まず初めに、「福祉避難所開設体制は万全か」と題しまして、ご質問いたします。

森町長は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定、及び災害時における物資供給及び貸与に関する協定を、町内の社会福祉法人の3施設長及び医療法人の施設長と平成28年8月に締結しております。対象者は、災害発生時に避難所での生活において特別な配

慮を要する高齢者、障害者、妊婦、乳幼児となっており、収容人数は4施設で最大70名となっております。

全国的にも災害が多発しており、町においてもいつ発生するか予測できない状況にあり、今後災害が発生し福祉避難所の開設が必要となり、各施設に開設を要請する場合、施設に必要な備品や物資の供給体制などはどう考えているのか。また、発生時のシミュレーションを行っているのかお伺いいたします。

続きまして、「救急医療情報キットの活用の周知は」と題してお尋ねいたします。

町が平成24年3月に各戸に配布した救急情報キットは、よい取り組みであったと思います。

筒に個人情報として「生年月日、かかりつけの医療機関、服薬」など記入したものを入れ、家庭の冷蔵庫で保管し、緊急に備えています。また、シールを冷蔵庫や玄関に掲示し、救急隊員がわかるようにしています。救急車を要請し、到着した場合には、救急隊員は整備していれば情報を、医療情報キットで把握することができ、備えていない場合相当の時間を要し出発がおくれ、医療機関の受診がおこれることとなります。

しかし、配布から既に6年を経過しており、医療情報にも変更が予想され、例えば個人によっては薬やかかりつけ医が変わったりすることもあります。町は、年1回程度広報等で備えている救急医療情報の再確認や内容訂正などの整備について周知し、救急時に正確な情報を的確に提示、患者の早期受診に備えるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

町長 それでは、3番石山和春議員の「福祉避難所開設体制は万全か」についてのご質問にお答えします。

町では、平成28年8月に高齢者や障害を持っている方、妊婦の方、乳幼児など公民館などの一時避難所や公共施設などの広域避難所で生活するのに支障を来す方がより安心して過ごせるようにするために、町内4つの福祉施設のご協力を得て、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しております。

この協定では、災害時に必要な物資等が異なるため、「高齢者・障害者」と「妊婦・乳幼児」に区別し、さらに「災害時における物資供給及び貸与に関する協定」とあわせ、各3つの協定を締結しております。

さて、ことし2月現在、本町には75歳以上の高齢者が1,173人、障害を持っている方が355人、妊婦さんが9人、乳幼児が175人おります。ご承知のように、4つの施設で受け入れできる人数は最大で70名ですので、事前に優先順位を決めるため、災害発生時には施設側と包括支援センター、保健師、福祉担当者等で作る連絡会議を行うことにしております。そこでは、生活機能チェック、健康相談、経過記録表等による総合的な判断を行い、その上で家族からの申し出に基づいて対応することとなります。

必要な備品や物資の供給体制ですが、各施設の専用保管場所確保等の問題もあり、福祉避難

所として利用する場合はまず施設内の物資等を使わせていただき、施設からの要請に応じて随時必要品を調達、保管する体制をとっております。町では、要請に応じて商店等に発注し、供給が困難な場合は山形県へ要請して、総合支庁単位で備蓄している物資等を供給してもらうこととなります。

現在、町では災害時用の備品として水、暖房器具、食糧、寝具、衛生用品等を役場や広域避難所に20種類ほど備蓄しております。ただ、福祉避難所用としては一般用とは別に大人用紙おむつ162枚と食器セット100人分と多くない状況です。今後、順次数量と種類を拡大してまいりたいと思います。さらに、一般の方と同様に広報や自主防災組織を通じて、災害時に備えて3日程度生活できるような備蓄を勧めていくことも重要な防災対策だと考えます。

また、発生時のシミュレーションはどの質問ですが、物資供給体制も含めて、福祉避難所の線地運営について定期的な協議や確認は実施していないのが現状です。議員がおっしゃられるように、いつ発生するか予測できない状況を鑑み、例えば毎年実施される施設の防災訓練時に福祉避難所の設置運営とシミュレーションについて確認と情報交換を実施してまいります。庁舎内においても、危機管理室と包括支援センター、保健師、福祉担当者等で常に情報を共有する体制を維持していきたいと思います。

次に、「救急医療情報キットの活用の周知は」のご質問にお答えいたします。

緊急医療の現場では、秒単位の差が生死を分けることがあります。緊急時は本人も家族も適切な情報を正確に伝えることが難しい場合があります。救急医療情報キットの配布は、平成23年度に地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、緊急搬送時に既往歴や服薬、血液型等の医療情報を医療の現場に伝えるために実施しました。

当時導入の背景として、舟形町の高齢化率は31.5%で、微増傾向にありましたが、高齢者の27.3%がひとり暮らしか老人世帯という状況でした。一方で、最上広域管内の救急搬送者数は2,613人いて、そのうち高齢者は1,703人、全体の65.2%を占めていて、また舟形町の救急搬送者は184人のうち急病による搬送が145人、全体の78.8%を占めていて、自宅から搬送されるケースが多くなっていました。

救急搬送の現状は、6年が経過した今日でも同様の傾向があり、救急医療情報キットはものときに備える大切な命のバトンと考えています。しかしながら、医療情報の書きかえについては当初9月1日防災の日を更新の日と位置づけて、書きかえを促す予定でいましたが、残念ながら実施されずに今日に至っています。

今後は、これまで医療情報更新作業を積極的に行ってこなかった事実を真摯に受けとめ、ひとり暮らし老人や老人夫婦世帯、その他確認が必要な世帯を民生児童委員が訪問し、医療情報の書きかえを指導することや、転入世帯に対する救急医療情報キットの交付、毎年9月9日救急の日を医療情報見直しの日として、広報等で医療情報の書きかえを周知し、救急医療

情報キットが有効に活用できるよう努めてまいります。

また、保健師や介護保険制度のケアマネジャーが要援護者宅に訪問するときも、救急医療情報キットを定期的に確認するよう努めてまいります。

3番 初めに、福祉避難所開設体制について伺いたします。

災害が発生しないことを願うばかりですけれども、「備えあれば憂いなし」という言葉もございます。万全な体制こそが不可欠であるというふうに思っております。

協定を締結した4施設には常に看護師が常駐しており、中でも医療法人には医師も常駐しております。避難者からすれば非常に心強く、精神的にも落ち着くのかなというふうに思っております。

さて収容人数ですが、4施設で最大70名となっているようですが、ただいまの答弁では高齢者が1,173名、障害を持っている方が355名、妊婦さんが9名、乳幼児が175名ということです。優先順位は、災害発生時に連絡会議で決めるとのことですが、4者での会議の開催というのはいかなるのか伺いたしたいと思います。

町長 災害発生時というふうなことでしょうか。（「はい」の声あり）

4者でのというふうなことは、なかなか難しいのかなというふうに思いますが、やはり一次避難をした上で、その中でどの方が福祉避難所に二次的に避難していくかというふうな検討会議を開催することが大事かなというふうに思いますので、まずはその予備段階としての我々のほうでの対応というものも一つはあるのかなというふうに考えております。そういったところについては、災害が発生する以前にやはりそれぞれの施設の方々と町行政当局ともいろいろと話をしながら、関係を強化しながら対応していくことが必要かというふうに思います。

やはり、緊急時の段階でそれを全てするというのは無理だと思いますので、あらかじめ検討した上で、さらにその状況を見ての判断というふうなことになるかと思っておりますので、まずはそのような方向でこれからやっていきたいというふうに思います。

3番 避難所開設しなければならないような状態と、こういうふうな状態というのはやはり相当規模の災害というふうに考えられるわけです。ただいまの答弁の中で、施設側と包括支援センター、保健師、福祉担当者というふうな答弁でしたけれども、これは包括支援センターでお決めになるのではないんですか。

町長 健康福祉課長のほうで、そのことについてわかれば答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 包括支援センターのほうで決定をすることではなくて、町全体として合議の上で決定したいと思っております。

3番 そうすると、やはりただいま答弁にあったように保健師さん、あるいは福祉担当者も一緒に入って優先順位を決めると、こういうふうなことではよろしいんですね。わかりました。

災害発生時に最初に必要となるのが、やはり食料品とか飲料水、こういうものだろうと思いますけれども、協定を結んでいる各施設では入所されている人数分は、これ当然備蓄されていると思いますけれども、最低限必要なものは町のほうでも備蓄しておくべきじゃないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長 ご指摘のとおりでございますので、必要なものを順次整備していきたいというふうに思いますが、やはり一つは保管場所の問題もございまして、全部というふうなことでは全ていかなのかなというふうに思いますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり総合支庁単位で備蓄しているものもございまして、そういったものもうまく利用しながらというふうなことになろうかと思っておりますので、その辺のバランスを見ながら、ただしやはり必要なものはある程度整備をする必要がありますので、順次備蓄をしていきたいというふうに考えております。

3番 備蓄していくということですが、その備蓄した品物というのは町で保管するのか、各施設のほうに保管をお願いするのか、どのように考えておられますか。

町長 各施設での保管する場所が、多分自分たちの入所者のものでいっばいで、福祉施設の分となるとなかなか厳しいものがあるかなというふうに思いますが、先ほど答弁しましたとおりまずは各施設の備品を使わせていただいた中で、不足が出てきたときに町の備品、町でそれを今度改めて供給できなくなった場合には商店に発注する、商店のほうで供給できない場合については総合支庁のほうに応援を要請するというふうな形になると思っておりますので、まずは町のほうである程度の備品の整備をしていきたいというふうに考えております。

3番 ぜひ早急をお願いしたいというふうに思います。

協定の締結からもう1年半になるわけですが、定期的な協議や確認は実施していないというふうなただいまの答弁でございました。このような確認というのは、すぐ実施すべきじゃないのかなと思いますけれども、お考えを伺います。

町長 議員のおっしゃられるとおりでありまして、協定を締結して一段落といいますか、安心していた部分があるのかなというふうに思います。ご指摘のとおりそういった協議、協定についての協議をさらに進めていきたいというふうに思います。

3番 ただいまの答弁では、防災訓練時にあわせてやるというふうな答弁でございました。すぐにはしないというふうなことですか。

町長 各施設とのシミュレーション等のことについては、すぐに協議をすることは可能かと思えます。ただ、その救急の日の防災訓練と、各施設によっていろいろな日に行われると思えます、それらに合わせてという形になるかと思えますし、それぞれの施設といろいろと協議させていただいた上で、その施設のほうの意向も聞きながら実施してまいりたいと思えます。ただ、それをする前の前段の協議は、すぐにでもさせていただきたいなというふうに思いま

す。

3番 ちょっと話変わりますけれども、協定の締結期間というのは何年ですか。

町長 年数はちょっと私のほうでわかりませんので、住民税務課長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

住民税務課長 締結の期間は1年です。ただ異議の申し立て、甲・乙、町長と施設のほうの異議申し立てがない場合は自動更新ということで、基本は1年ごとの更新ということになります。以上です。

3番 ただいま1年というふうなことでございました。これは、そのまま継続になるんだろうと思いますけれども、締結から期間は1年、1年半になってもまだこのような定期的な協議や確認をやっていない、これは非常にまずいと思います。すぐにでも、防災訓練に合わせてやるんじゃなくてすぐにでもやるべきだと思いますけれども、もう一度町長にお伺いいたします。

町長 議員さんがおっしゃられるとおり、協定で一安心をしていた部分もありまして、それに対する対応という部分がなされてこなかったことについては、まことに遺憾だなというふうに思っているところです。やはり災害はいつ起こるかわかりませんので、それに対する備えをしっかりとしておくことが第一かというふうに思いますので、今防災の訓練等については先ほども申しあげましたとおり、各施設での都合もごございますでしょうから、そちらのほうについては各施設のほうと協議をさせていただきますけれども、まずはその各施設ごとにそれに取り組むまでの協議については、先ほども申しあげましたとおりすぐにでも協議をさせていただきたいというふうに思います。

3番 この福祉避難所というのは、締結を結んだというのは私も非常にいいことだなというふうに思います。各施設との情報交換を常に密にして、やはり万全な体制を構築していただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、医療情報キットについてお伺いいたします。

医療情報キットは配布から6年が経過し、家族構成が大きく変わった方もいるんだろうというふうに思われます。これまで救急医療情報用紙、この用紙をもらいにきた方はおられますか。

町長 この件については、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。

健康福祉課長 この件について、担当保健師のほうに確認してまいりましたが、わざわざもらいに来た方はいないということです。当時、転入者につきましては1年ぐらい交付をしていたことがあるんですけれども、最近ではやっていないということで、これから転入者に対しても交付をします。それから、必要に応じて更新をするように努めてまいります。

3番 この用紙というのは、常に役場のほうに準備してあるんですか。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきます。

健康福祉課長 ございます。今現在このセットが100セットございまして、これから活用してまいります。

3番 6年が経過しているわけですがけれども、これまで医療情報作業を積極的に行ってこなかったというふうな答弁でした。この積極的に行ってこなかったというのは、原因は何だと考えられますか。

町長 配布して年数が経過したことでの、その防災キットに対する認識がだんだん薄れていったのかなというふうに思っているところです。やはり、初期の救急キットを配布したときのしっかりとした考え方を持って、命の大切さをそのキットの中に込めるんだというふうな思いを持ってやるのが大事かなというふうに思いますので、今までの反省を踏まえて即座にキットの更新の作業ができるような、そういう取り組みをやってまいりたいというふうに思います。

3番 この原因というのを私も考えてみましたけれども、ただいまの町長の答弁と私の考えちょっと違うんですけども、私の考えを言わせてもらうならば、毎年行われる人事異動ですね、やっぱりスムーズな引き継ぎが行われていなかったんじゃないのかなというふうな感じを、私持っています。その点についてはどうお考えでしょうか。

町長 その点の原因については、ちょっと私のほうではわかりかねます。

3番 スムーズに、じゃあ引き継ぎは行われてきたというふうに理解してよろしいですか。

町長 議員さんの考える理由の中でありますので、そのような要因がというふうなことであるのかどうか、先ほど私はその理由について申し上げたとおりの考え方でもありましたので、スムーズな引き継ぎがというふうなことでありますが、事務引き継ぎについては町の条例等にありますが引き継ぎを行っておりますので、その点については遺漏はないかというふうに思います。ただ、そのものの重要性をしっかり認識しているかどうかというふうなことが大事かというふうに思いますので、その点についても今後やはりそのキットをどう生かすのかというふうなことを、その点をしっかりと引き継がなければいけないのかというふうに思います。

3番 ただいま質問したのは、私はこの医療情報キットというのは非常に重要なものだというふうに思っているものですから、それを6年間放置されていたというふうな事実に基づけば、やはりそういうふうなこともあるのかなというふうに私は考えたところです。やはり時期的に、人事異動の時期になりますけれども、このような引き継ぎというのはきちっと確実に行われていかなければならないんだろうというふうに思っております。その点について、もう一度町長にお答えをお願いしたいと思います。

町長 重要なことでありますので、しっかりと引き継ぐように努力してまいります。

3番 このことを町長にお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

1番 私からは、「舟形中学校は大規模改修か移転かを問う」というふうなことで質問させていただきます。

舟形中学校は、昭和58年4月1日に舟形中学校と堀内中学校が併合し、現在の校舎でスタートしております。平成10年4月長沢中学校が統合し、新たに舟形中学校として開校しております。

校舎建築からことして35年になると思いますが、鉄筋コンクリートづくりの法定耐用年数については、学校用または体育館用のものについては47年となっております。改修をする場合、参考文献であります「建築物ライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕室観衆）」で、改修基準というものが出ております。予防保全工事の実施時期が示されております。修繕周期は建築の場合おおよそ5年から20年で、更新周期約20年から30年ほどになっております。また、山形県では今後の県有財産の管理について、兼有財産総合管理基本方針が平成26年12月に策定され、県有建物の長寿命化を推進するため山形県県有建物長寿命化指針が定められています。

指針では、大規模改修工事について多くの部位、部材及び設備の更新時期が重複する新築から30年前後においては、大規模改修工事の実施を検討すると記述しています。舟形中学校は長寿命化するため、これまでどのようなメンテナンスが行われたのか伺います。

平成28年3月定例会予算特別委員会で、舟形中学校用地借上料398万5,000円について質問いたしました。教育委員会では、大規模改修するか移転するか、5年以内の方針を定めたいとの答弁でありました。今後も借地料の支払いが継続されます。

また、中学校用地が土砂災害土石流危険区域に指定されており、生徒や教職員の安全・安心できる教育環境の整備が必要と思います。舟形町教育方針に保小中の連係、協力による一貫教育の推進が掲げられています。建築後35年も経過していることから、移転が最良と私は思いますが、町長の考えをお伺いします。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員の「舟形中学校は大規模改修か移転かを問う」についての質問にお答えします。

舟形中学校は、昭和56年5月改正の基準で建築された鉄筋コンクリート造の校舎であり、ご指摘のように35年になる校舎及び体育館であります。

山形県県有建物長寿命化指針では、新築から30年前後の大規模改修工事を検討すると記述されておりますが、学校施設だけではなく、県民または職員が常時利用する施設で、延べ床面積200平米を超える建物が対象施設となっているようです。

このようなことも踏まえ、舟形中学校を長寿命化するためこれまでどのようなメンテナンスが行われたのかというご質問ですが、平成8年に「屋内運動場増改築主体工事」、平成11年に

「校舎屋根塗装工事・放送設備改修工事」、平成12年にエレベーター設置工事・校舎雨漏り補修工事」、平成13年に「室内消火栓設備修繕工事」、平成14年に「キュービクル内変圧器容量増加工事」、平成15年に「東側出窓屋根改修工事」、平成17年に「校舎塗装工事・時計塔補修工事」、平成18年に「生徒用下足箱設置工事」、平成21年に「体育館内壁改修工事・外階段塗装工事」、平成25年に「校舎屋根及び体育館屋根の改修工事・体育館床改修工事」、平成21年に一部改正された建築基準法施行令に基づき、エレベーターの耐震化工事」を行っております。また、平成28年には普通教室10室にエアコンの設置工事や雨漏りによる時計台の撤去工事及び非常用階段の塗装、エレベーター機能維持修繕を実施しております。

このように、建築後の教育環境確保のため、維持修繕を行っております。

また、平成28年3月の定例会予算審査特別委員会で、中学校の今後につきましての答弁では、大規模改修にするか移転するか5年以内の方針を定めたいと教育委員会として発言しておりますが、その後平成28年5月の総合教育会議において、教育委員会が進めている保小中一貫教育推進のために、保小中がより近い環境にある「近接型一貫推進体制」が最も望ましいと考え、また地勢的な課題も踏まえ、「維持修繕を図りながら、近接型の移転を検討していく」ことも確認しております。

今後、町の厳しい財政状況、地域住民や保護者の理解などを総合的に勘案し、中学校移転問うについて検討してまいります。

1番 それでは、再質問させていただきます。

県の長寿命化の指針でございますけれども、大規模改修工事ということで既存施設の物理的劣化・施設利用者の要求・ニーズに伴う社会的な機能劣化に対応するため、部位・部材及び設備の大部分を対象とした修繕及び更新を行う工事であるというふうなことで、定義づけられております。

国交省の大臣官房ということで先ほど言いましたけれども、今回答弁でございますけれども、その改修に関してですけれども、屋根工事では屋根の防水、あと押さえコンクリートに関しては10年、屋根の露出部分のシート系防水、塗膜防水、屋根の切羽というのは屋根の長尺の金属板でございますけれども、それで5年など、また区分によって外部、外構、建具といったように実施時期がいろいろ明示されておるわけでございます。ただいま答弁では、いろいろ修繕を行われたというふうなことでございますけれども、平成11年に屋根の塗装工事が行われておりますけれども、もう建築から16年が経過しております。その他、るる改修等が施工されているようでございますけれども、雨漏りがしたり床が壊れたり壁が壊れたりというふうなことで、壊れてからの修繕がほとんどだと思われま。

この答弁の中にもあります「教育環境確保のための維持修繕を行ってきた」というふうなことでございますので、果たして長寿命化に対するための修繕なのかなというふうなことで、

ちょっと疑問に思うところがございます。その辺、町長どういふふうにお考えですか。

町長 最近、長寿命化ということがいろいろ言われてきております。橋梁の長寿命化等々を含めてそうなんです、それは新たにかきかえする時期を延命するというふうなことでの長寿命化というふうな計画を立てて、長寿命化の工事をする。そのことで、新たにかきかえをする期間を長くするというようなことがあります。その長寿命化というふうなことが出る前のところについては、大規模な修繕という形でそういったことが行われてきたんだらうというふうに思います。

それが長寿命化というふうな言葉が出てきた上で、そういった長寿命化の指針も出されたというふうなことだと思いますが、やはり一応の指針であって一定の期間であるというふうに思いますし、確かに議員おっしゃられるとおりそういった事案が出て、それに対応するというふうなことがあったかと思えます。ただいずれにしてもその状況を、潤沢な予算であればその指針に基づいて随時それをやっていくというふうなことがあるかもしれませんが、やはりその現状を点検しながら適時に修繕を行ってきたというふうなことがあるかと思えます。

今後、長寿命化を図るとすれば、移転というふうなことがまず先延ばしになるということ。現在の施設をそのまま長く使うための長寿命化の工事でありますので、その点についてはちょっと相反するところがあるのかなというふうに思われるところです。

したがって、今後5年以内というふうなことでありますので、教育委員会のほうで検討するというふうなこともありましたので、その点についてはどちらのほうがよろしいのかを今後検討していかなければいけないというふうなこともあります。当然、20億円以上のお金はかかるというふうに思われますので、財政的な事柄等々をよく検討しながら、このことについては検討をして、議会のほうとも、あと学校側・保護者の方々ともいろいろ相談をした上で方針を決めていきたいというふうに思っているところです。

1番 最終的な結論は、中学校移転等について検討してまいりたいというふうな考えでございます。であれば、小学校に関してやはり先を見越してやはりある程度長寿命化した、そういうふうな考えを持ちながら小学校・保育所に関してはやっていただきたいなというふうに思います。

次に、借地料についてお伺いしたいと思います。今借地ということでテニスコート、グラウンド、校舎の一部で3万5,557平米を借地していると思います。平成30年度予算にも借地料、今回398万5,000円が計上されているようでございますけれども、35年ほどもう建築から経過してございます。これまで借地料というふうな形でお支払いした総額というのは、幾らぐらいになっているのかお聞きしたいと思います。

町長 通告された内容の事柄以外でございますので、今すぐに幾らだというふうなことをお答えするのはちょっと難しいかというふうに思います。

1番 後ほど調べていただければというふうに思います。

それでは、この398万5,000円というふうなことなんですけれども、価格というか土地の評価というのは随分以前から下がっていると思うんですけれども、これに関して価格の交渉とかという、そういうことは今までやられたことはあるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長 交渉については、私が財政当時平成12年か13年のときに、仙台の三菱マテリアルのほうに出向きまして交渉を行った経緯もありますので、その前も多分そういう交渉経過を踏まえてやってきているというふうに思います。現在は、評価額に対しての計算方法だったというふうに思いますので、そういったことについてはその情勢が変わるたびにというふうなことで、その評価額を参考に契約する形になっておりましたので、随時その見直しが行われているというふうに思います。

1番 いろいろ価格交渉したというふうなことをございますけれども、またちょっと違った視点で質問させていただきます。

私、通告書の中で中学校用地の災害の危険についてというふうなことを質問しましたけれども、今回答弁の中にはその答弁が全然盛り込まれていないようなので、再質問させていただきます。中学校の東側、ちょうど縄文炎祭を行う会場のちょっと山腹になると思いますけれども、あそこに小田山石堤というのがあると思います。小田山石堤の一带というか、その石堤の上部が平成13年の3月16日に国交省の告示第233号で小田山沢砂防指定地域に指定されております。

また、南側になると思います。ちょうど前のウツシカワさんがあったところのあその山腹でございますけれども、あそのまた光生園側のほうに木友沢川がございます。この木友沢川の上流については、昭和48年の10月5日に県のほうの告知第2,032号というようなことで、木友沢が砂防指定に指定されております。ちょうどその間に、舟形中学校があります。その小田山沢砂防指定地から中学校の裏山を通過して、ちょうどグラウンドの1塁ベースから3塁ベースあたりに向かって、あとテニスコートの約半分ぐらい、そこら辺のちょっと線を結んだところが、私が持っている図面だとAブロックからFブロックというふうなことでブロックに分けられていますけれども、そこが木友山の地滑り防止区域というふうなことになっております。これに関して、砂防とかなのでいろいろ工事はしていると思いますけれども、どういうふうな工事がどこまで行われているのか。わかればちょっとお答えしていただきたいと思います。

町長 詳細については、ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、舟形の中学校の校舎裏のほうについても、それからウツシカワさんの上のほうについても、それぞれ県のほうの地滑り工事の対策が行われております。集水ボーリング等、横穴ボーリング等が終わってしまっていて、ちょうどグラウンドのバックネット裏側のほうに水路、それからそういった集水

するときの排水路等の整備を県のほうでしております。それから同じように旧ウツシカワさん、今TICのところについても同じように集水ボーリング等が終わっておる状況であります。

両方の地形ともに、現在県のほうで工事が行われたために伐採をされております。そうすると、やはり過去に崩れたであろうというような地形が見てとれるかというふうに思います。しかしながら、現在の土砂災害の土石流危険区域の指定には、レッドゾーン・イエローゾーンというふうなことで指定になっておりますが、舟中を中心としましてはイエローゾーンでございまして、そこに例えば住宅を新築することができないとか、そういうことのものではない状況下にあります。したがって、県のほうの地滑り工事の対策工事も概成という形で完成をしている現状の中では、まずは区域には設定されているものの、今のところそこに中学校があって今すぐ危ないというような状況下にはないというふうな、県も町もそういう認識で今のところおります。

ちなみに、住宅地も張りついているというふうなことの中でいきますと、中学校だけが危ないというふうなことではないのかなというふうに思っているところです。

1番 今答弁いただきました。再度確認します。工事に関しては、終わっているという認識でよろしいでしょうか。

町長 両方の工事ともに概成しているというふうなことです。

1番 またちょっと話はこの地滑りに関してでございますけれども、昭和50年の警察白書に大蔵村の赤松地内の山崩れについての記載がございます。昭和49年4月26日午後3時5分ごろというふうなことで、地滑りが発生しております。その通称松山というところで、標高が約170メートルの山が突然幅200メートル、厚さ3メートル、長さ250メートルにわたって崩れ落ち、被災されております。

ただいま申しました木友山の標高、大体これが150メートルから170メートルぐらいでございます。中学校のグラウンドの高さの標高差大体70メートルぐらいあるかなというふうに思います。赤松の標高差よりも、こちらのほうがあるのかなというふうにちょっと考えますけれども、豪雨・地震、さまざまな要因で山崩れがおきる可能性はあると思います。

今町長おっしゃいましたけれども、すぐには危険ではないというふうな答弁でございますけれども、やはり災害はいつ起きるかわかりません。50年に一度、100年に一度の大雨、大洪水というようなことが盛んに言われますけれども、それが100年に一度でない気象条件、現状下になっているようにも思います。そういうふうなことを踏まえますと、一概にやはり危険じゃないというふうなことも言えないのかなとちょっと考えているところでございます。

特に行政に関しては、学校なので子供たちを預かっている、特に私は重要だと思います。教育委員会のほうでも、近接型の一貫推進体制が最も望ましいということで位置づけられてお

ります。1日も早い安全・安心できる教育環境の整備が、私は必要だと思っております。

したがって、維持修繕を図りながら移転を検討するというふうなことではなく、やはりある程度5年をめどに検討するんでなくて、もう早急に検討し、そしていつまでやはりそれを建築していくというふうな、そういうふうな明確な答えが必要になってきている時期ではないのかなというふうに思います。町長、答弁をお願いします。

町長 土砂災害等の危険をもとに、安全な方向へ移転というのも一つの理由としてはあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり県のほうでの地滑り対策の工事が概成している環境の中、またBGを含む施設が残るというふうなこと、さらには住宅地が張りついているというふうなことの中で、ことさらその部分だけを取り上げてというふうなことではなくて、やはり教育委員会として近接型の保小中一貫教育をというふうなことであれば、そのことについては検討する大きな原因としてはその理由だというふうに思っているところです。

ただ、先ほども申し上げましたとおり建設するには20億円以上、高畠の中学校は50億円を超えるというふうなお話を聞いております。やはり町の予算規模、それから財政状況をよく勘案しながら、こういったことを進めていかなければいけないというふうに思いますし、またその中学校の校舎のあり方等についても行政側だけではなくて、保護者の方、子供たち、そして議会ともいろいろとお話をした上で「こういったものがないんじゃないか」というふうなものも立ち上がってきたときに、いつごろというふうなことになるのかなというふうに思います。いつごろつくるというふうなことではなくて、どういったものをつくるといったことが、まずは先決なのかなというふうに考えるところでございまして、十分そういったことも踏まえながら検討を教育委員会のほうでも出させていただいて、町のほうの財政等の協議もしながら、しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

1番 まずは地滑り、そして保小中一貫教育、また借地料等々いろいろな要件があると思います。そんなことで、延ばし延ばしでなく、やはりある程度厳しい財政というのもわかります。しかしながら、舟形町をこれから背負っていただく子供たちでございまして。その将来を見越した最善策を、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

特に一貫教育を提唱するのであれば、やはり保小中が近くにあったほうが今後教育環境の整備に関して大変いい環境になるのではないかなというふうに思います。そこら辺に関して、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

町長 借地料については、例えば移転をした場合でもその校舎跡地の利用というふうなことを考えますと、やはりBGもございまして。そういった中で、どのようにその跡地利用というふうなことでいきますと、借地料がなくなるというふうなことはないのかなと。もしくは買収費が出てくるとか、そういう形になると思いますので、借地料があるから移転というふうなことでもないのかなというふうに私は思っているところですので、その点についてその他の今

後の方針等については教育委員会のほうの答弁をお願いしたいというふうに思います。

教育長 中学校の移転に絡んでの、保小中一貫教育の今後というふうなことになるかと思いますが、以前から議員の皆様には折に触れて小中一貫教育の狙いとか、それから進捗状況等をお話し申し上げてまいりました。その中でもやはりつなぎの部分、保と小、そして小と中のつなぎの部分を大事にしたい。そこがそれぞれの6年の姿、それから中3の姿に近づける最も大事なところであるというふうなことでお話し申し上げてまいりました。そのために、今ほど来ずっとお話し申し上げておりますように、保小中一貫教育の充実のためには近接型が最も望ましいのだというふうなことでございます。

これは、例えばやはり子供たちが交流しやすいというふうなことも一つございますし、何よりも職員がすぐ近くであれば、すぐ飛んでいってさまざまな事業を展開できる、そういうふうな効果もございますので、今後ともそういった方向に向けて舟形の保小中の姿を、近接型で充実させていきたいというふうな方向で、関係各位に協力願いながら進めていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

1番 それでは最後に、再度この答弁にあります中学校移転等について検討していくというふうなことの理解で、間違いはないということよろしいでしょうか。

町長 検討してまいりたいと思います。

1番 子供たちの将来的なことを考えて、早急に結論を私からは出していただきたいというふうなことをお話しして、質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時41分 散会

平成 30 年 3 月 9 日（金曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成30年舟形町議会第1回定例会第2日目

平成30年3月9日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	総務課長補佐	沼澤 一 征
副町長	酒井 雅 彦	教 育 長	齊藤 涉
会計管理者	須貝 孝 子	教 育 課 長	八 歙 照 光
総務課長	中山 進	農業委員会会長	加藤 嘉 久
まちづくり課長	伊藤 幸 一	農業委員会事務局長	小野 芳 喜
健康福祉課長	叶内 範 夫	代表監査委員	渡邊 敬 子
住民税務課長	伊藤 誠 宏	監査事務局長	斉藤 洋 一
地域整備課長	伊藤 武 美	選挙管理委員会書記長	中山 進
農業振興課長	小野 芳 喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋 一 係 長 石川 忍

議事日程

日程第 1 議案第 2号 平成29年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 2 議案第 3号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
日程第 3 議案第 4号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 4 議案第 5 号 平成 29 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 議案第 6 号 平成 29 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 7 号 平成 29 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 8 号 舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の設定について
- 日程第 8 議案第 9 号 舟形町国民健康保険基金条例の設定について
- 日程第 9 議案第 10 号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 10 議案第 11 号 がけ地近接等危険住宅移転事業補助条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 11 議案第 12 号 舟形町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

議長 日程に先立ちまして、昨日の佐藤広幸議員の一般質問に対して、町長より追加答弁の申し出がありますので、許可したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

町長 昨日7番議員の佐藤議員より一般質問、さらには再質問がございました内容等について、大変申しわけございませんけれども、まだ説明足りなかった部分と、私が誤解をしておって答弁を申し上げたところがございますので、改めてここで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

きのうの14年を越えないというふうなものについては、条例で定められておまして、これの第6条の6項に、町長は入居者に入居期限が到来する日までに住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情がある場合において、当該入居者からの入居期限延長の申し出があったときは、規則で定めるところによりその入居期限を延長することができるというふうなことがありましたので、14年を越えて入居できるというふうなことになりました。その条件としましては、規則の第8条の第1項に入居期限が到来する日において、入居者または現に同居している親族が出産予定の新生児または12歳に達していないものがあることというふうなことがありましたので、14年という原則はございますけれども、14年を越えて申請があった場合については、最終の子供が小学校卒業するまでは、そこに住居することができるというふうなことでございます。

また、4年の説明事項に関しては、条例の第6条のほうに3項で期限つき入居決定を使用するとき、あらかじめ入居申込者に対し、規則で定めるところにより、前項に定める事項について説明をしなければならないとあります。そして、4項に前項の説明を受けた入居申込者は、当該説明を受けた旨を記載した書面を町長に提出しなければいけないというふうなことがありますので、説明をしてその入居申し込みのときに説明を受けたという書面を出しているというふうなことでありますので、14年なり、また14年を越えて入居できるというふうなことについては、申込者に説明をしているというふうなことでありますので、その点についておわびしながら、訂正とご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長 7番佐藤くん、よろしいですか。

7番 はい、訂正しておわびしたことは、まず了解します。ただ、やっぱり私たち議員が一般質問するということは、自分個人の意見ではなくて、やっぱり町民と接する中で一般質問として出てくる言葉でありますから、正確を期して、私はこの期限について一般質問したかったわけではないわけですから、この確認作業に10分や15分費やしてしまった、貴重な一般質問の時間をそれだけ費やしてしまって、本当は別の質問をしたかったということに集中できなかったわけですから、改めてということはないんですけれども、あるかもしれないですけども、情報には正確を期して、そして一般質問するとわかっているんですから、きちんとこういった条例等をもう一回見て、はっきり言ってこの条例わかりにくいですから、規則もわかりにくいと思います。ですから、そういったことに答弁について時間をとられてしまうということがないように今後お願いしたいというふうに思います。

日程第1 議案第2号 平成29年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について

議長 日程第1 議案第2号 平成29年度舟形町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課課長補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑については、歳入を一括、歳出については、初めに1款から6款まで、続いて7款から12款までに区切って行います。

なお、質問については、ページ、款項目を明言の上、簡潔にお願いをいたします。

それでは最初に、歳入についての質疑を行います。

6番 14ページでございます。1款1目町税でございますが、個人税、法人税、固定資産税、補正でかなり大きく計上してございますが、この点についてお伺いします。

住民税務課長 税関係全般で補正やったんですけれども、それについて説明させていただきます。

町民税につきましては、個人、1,000万円、これは所得の伸びにより、給与所得者分が800万円です。あと農業所得者分が200万円ということで、合わせて1,000万円になります。また、法人の町民税ですけれども、ご存じのように法人町民税は法人税割と均等割でございます。それで、特に均等割については、当初から77社分というところで見積もっておったんですけれども、法人税割がかなり今年度伸びまして、特にキリウ山形さんとか、JAさんとか、6社くらいの伸びの合計ということで1,500万円の補正をさせていただきました。

あと、固定資産税ですけれども、800万円の内訳として償却資産分が700万円、あと大臣配分分ということでこれが100万円、合わせて800万円です。あと、入湯税の減額は若あゆ温泉の工事に伴いまして、減少しておりますので、その分減額ということですので。以上です。

6番 その補正額がかなり大きいんですが、今内容を聞きましたが、これはどの段階で確定するんですか。一問一答でお願いします。

住民税務課長 済みません、それぞれの税ですか。どの段階でというのは。現段階の中で見込みで2月末、1月末現在の実績をもとに年度末に年度内の29年度会計に歳入として入ってくる見込みを立てております。

6番 1月末を押さえて、それからその後3月末までの見込みを見ると、これは毎年こういうやり方なんですか。かなり額がぐっと多いので、もっと前もって予測できないのかなというところなんですけれども。

住民税務課長 年度内、29年度なんですけれども、出納閉鎖時までの5月末までの見込みということで、まだ4カ月近くあるんですけれども、そこまでの見込みで一番直近の補正ということで3月に一括して計上させてもらっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 18ページの20款5項1目雑入の中の一番下、物件移転補償費4,468万3,000円、この内容についてお聞きします。

地域整備課長 物件移転補償費の内容でございますが、除雪センターの移設補償費でございます。建物の補償分が4,088万1,154円、土地代が315万9,810円で、合わせて除雪センターに関しては4,404万964円になります。あとほかに木友地区の舟形大蔵線の歩道整備に伴った消火栓の移設工事ということで、64万3,680円が入っております。以上でございます。

5番 現在まだ新しい除雪センター完成していないわけなんですけれども、当然今年度末までにはあそこの施設解体できないのかなというところを考えると、この金額で全額補償費が来たというふうな理解でいいんですか。

地域整備課長 補償費に関しましては、今年度7割の前払金をいただいておりまして、来年度残りを支払うようになる予定でございます。

5番 そうしますと、あとの3割を足せば相対としては幾らぐらいになるのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 全体額であります、5,872万1,344円です。これが家屋じゃないですね、建物の分でございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 ちょっとさっきの税の関係なんです、私の聞き方が悪いのかあれなんですけれども、この今の時期の段階になって1,000万円も1,500万円もふえていますよね。もっと前もってつかめないのかというところなんです。中山課長はううんと言っています。課長からでもいいので答弁をお願いします。

総務課長 税については、基本的には町民税は賦課した段階で調定額が決まりますので、町民税については6月ですか、に確定はしますけれども、ただ徴収率がありますので、徴収率を勘案して額が確定するというふうなことであります。法人税については、その都度その都度法

人の申告があってそれで額が確定するというふうなものになっておりますので、法人税については基本的には大きいところについては、中間納付がありますので、想像つきますけれども、逆にその年の収益が決算の状況で下がった場合、逆に中間納付分を返すというふうなこともありますので、そこら辺について税のほうでは基本的には固く見積もっているというふうなことで、このようになっているというふうなことになります。

固定資産税についても、基本的には5月に課税をするので、徴収率分を勘案すればその段階ではある程度見込みは立ちますけれども、ただ予算のつくり方としてそこら辺に財源はあるものの、全体的に補正する段階の財源が必要なときにその辺を取り崩すというふうなことになりますので、基本的には必要な歳出に係る部分があって、歳入を見るというふうなことにいなりますので、その辺についてご理解をいただきたいというふうに思います。

6番 法人税、固定資産税はわかりましたけれども、個人税について徴収率が左右するということがございますが、それは毎年なんですか。去年の3月時点の補正では全然発生しませんよね。毎年そういうやり方をやっているんですか。

総務課長 昨年については、補正の段階では要求の関係では来ましたけれども、それを充当する歳出の関係も3月ですのでありませんでしたので、去年は繰り越し財源として処理をさせていただいて、3月の段階では補正はしていないというふうなことになります。

議長 ほかにありませんか。

5番 また絡んできますけれども、20ページの21款1項4目土木費の中で、除雪機械格納庫整備事業債△の1億4,410万円とあります。この内容ですけれども、当初どこからか借り入れをして、つくる予定が移転補償金とか、あと単年度の費用で全部賄うから借り入れしなくてもいいような形になったから、こういうふうな内容になったというような理解でいいのかお聞きしたいと思います。

総務課長 これについては、基本的に当初見込んでいた除雪センターの規模のものをちょっと縮小しているというふうなことがあります。それから、補償金について今年度中にいただけるというふうなことがちょっと見込みが立たなかったということもありまして、それで相対的に事業費が落ちていったこと、それから財源の問題が出てきたというふうなこともありまして、それで起債の額を抑えているということでもあります。事業費に対しての起債でございますので、事業費が落ちれば起債の額も落ちるということでもありますので、そういった金額になるということでございます。

5番 そうしますと当初除雪センターをつくるに当たっての起債、当初は幾らぐらい見込んでおったのかお聞きしたいと思います。

総務課長 当初予算につきましては、2億760万円を起債の充当額として充てておりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、以上で歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出の1款から6款までの質疑を行います。

6番 24ページでございます。2款1項6目まちづくり推進費で賃金でございますが、地域おこし協力隊の賃金が△の36万円ですけれども、その下の集落支援が170万円と大きく減額になってございますが、このあたりについてお伺いします。

まちづくり課長 集落支援費につきましては、当初3人分で計上してございました。今年度につきましては、富長と堀内地区を統合して1名ということで、去年はそれぞれ配置していたんですけれども、今年度2名ということで実施させていただいて、1名分減というふうになっています。

6番 当初の予算の資料を持ってこなかったんですけども、3名、富長にも1名置くという話で、議会の中でも何とか置いてくださいという話をしたんですけども、途中で変わったんですか。ちょっとそのあたり記憶定かでないので、こんな質問失礼ですがお願いします。

まちづくり課長 当初の段階で従前どおり、おととしの12月段階での要求では現状で進める予定でおったんですけれども、富長の交流センターについての維持管理等々も含めて1名減にして、富長と堀内地区での集落支援員という格好で途中方針を変更したというふうな格好になります。

6番 資料ございました。そうしますと、集落支援601万2,000円と3名分で、当初予算、2名になったからこの分だと。来年のことを聞いて申しわけありませんが、来年はどのようにお考えなんですか。

まちづくり課長 支援員を2名設置しての予算要求というふうになってございます。

議長 ほかにありませんか。

5番 28ページ、2款1項21目、きのうの一般質問と絡んできますけれども、舟形町総合戦略推進事業講師謝礼△の86万円、委員等費用弁償100万円の減とありますが、当初から講師は置かないでと、相談できるときにお願いしたいということで、減額なのかなというふうな感じはしますけれども、その下の委員等費用弁償、マイナスの100万円、なぜこのような数字になったのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 この事業につきましては、昨年9月議会で方針を変えて予算を補正させていただいた事業でございます。当初は、目標を管理して運営についてお願いする大学の先生というふうなことでと、もう一つはワークショップの中での報償費というふうなことで考えておったんですけれども、それを9月にアンケート調査をして翌年度にワークショップするための困り事の共有するための抽出というふうなことで、方針を変えたというふうなことで9月補正での、そしてまたアンケート終わった段階での実績に合わせた補正というふうな今回

なっております。

5番 内容等はわかりましたが、当初自分たちでこういうふうに進めるという形でつくり、さらには予算化もしてそしてやってきているにもかかわらず、できないからこういうふうに変更していくというのは、きのうの一般質問では本当にこの事業については力を入れているというような回答の中で、非常に数字的な面から見るとトーンダウンしているんじゃないかなという感じがするんです。そういったところでもともと自分たちが決めて、そのことを自分たちが達成できないというのは、本当にいかななものかなというふうな感じがするんです。そういったところで、今後の進め方といいますか、もう少し本腰を入れてやっていかないと結局は補助事業のための事業で終わってしまうような感じがするんです。そういったところで、まず当面今年度でどういうふうなことをしたいのか、3月いっぱいですけれどもお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 今年度アンケート終わっておりまして、その内容を今回は広報で周知しています。回収率等も含めて大ざっぱなアンケート内容の周知になっているんですけれども、やはり地区の中で、もしくはきのうの一般質問の中でもありましたように、旧小学校区単位でというふうなことでのワークショップ、町内会でやらないのかという話も含めまして、今アンケート結果を精査しながら、課題を整理して、各町内、もしくは学区単位でのワークショップの準備を今進めているというふうな段階でございます。

5番 町のいろいろな事情でそういうふうに進めたいということはわかりますが、もう少しやっぱりいろんなアクションを起こさない限り、いろいろな課題解決にはいかないというふうに思います。そういったことを考えていくと、早期に町内会単位での話し合いというふうなものを早急に進めるべきというふうに思います。そういったところでもう一回町長の思いをお聞きしたいと思います。

町長 昨日も一般質問の中でお答えしました。やはり舟形町の将来を見据えた段階で、この地域間においてそしてこの総合戦略の中でどういうふうにしていくかということが大事だというふうに思いますので、今5番議員が言われたとおり、しっかりとこの事業を進めていくことが舟形町の将来を決めることだというふうに思いますので、やっていきたいというふうに思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 36ページでございます。4款1項6目斎場管理でございますが、今回補正で財源の補正をやっておりますが、今これをやるという意味とといいますか、地方債が減ればいいんでしょうけれども、今やる意味は何なんですか。

総務課課長補佐 斎場の管理運営費の起債につきましては、改修事業費が確定したことによる起債の減額となりますが、最終の要望時期というのが2月中で3月に確定するということがあ

りますので、その段階で確定させて、今回財源の補正をさせていただいたところでございます。

6番 改修工事、ことしは火葬炉の工事をやった、それが確定したわけ、その請差とか何もそれは発生していないの。ここに出てこないの。それは予定どおりの金額で終わったということなんですか。

総務課課長補佐 請差は出てございます。ただ、緊急の工事等が入ったりしたのが水道の関係なんですけれども、ポンプを改修しなきゃいけないとかありましたので、その辺に財源は充てましたので、当初予定した火葬債の事業についてはこのように減額になっているということになります。火葬分の改修分については。

6番 当初予算で工事請負費が1,555万2,000円でございますよね。これは炉の工事については、こんなにかからないけれども、余った分は別の工事に回したということなんですか。ここで差額が出るのであれば、減額で補正出てくるんじゃないんですか。出てこないんですか。言っていることわかりませんか。

議長 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時57分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

総務課課長補佐 先ほどの質問にお答えします。

当初の段階では、工事費等全額を起債で見えていたということあります。その段階では、大蔵村からの分担金も概算で押さえておったということがあります。実際実績で工事が確定しましたという段階で、起債対象にならない分の工事も出てきたということと、先ほど申し上げた水道の緊急工事、150万円ぐらいだと思うんですけれども、それは起債対象にならないということがありまして、結果的にこのような財源の補正になったということでございます。

議長 斎藤君の本件に関する質疑は、既に3回になっておりますが、標準会議規則第55条の引用により、もう一回に限り発言を許可します。

6番 今補佐の説明ですと、工事費全額を地方債起債という話だけれども、当初予算では1,552万円の工事請負費の予定で地方債は1,140万円、全額というか、1,500万円全額を起債と言わなかったか。大蔵村から933万6,000円、ことしもらう分、その分の前のこと言って申しわけないが、933万6,000円のうち工事に充てる分というのは幾らだったんですか。

議長 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長 会議を再開します。

総務課長 うど山斎場の工事については、当初1,462万円ほど見ておりましたけれども、その負担割合が大蔵の分が645万7,000円、舟形町の分が817万1,000円というふうなことで整理しておりましたけれども、起債申請時に大蔵分の負担の金額を誤って申請をして計算をしたがために、町の起債の分を当初1,140万円というふうに誤って見ていまして、その分の今回の起債の差額分の330万円を起債の額からおろすというふうなことになります。

議長 ほかにありませんか。

7番 では、38ページの6款1項12目若あゆ温泉の修繕料219万1,000円、あふれ湯改修ということですが、これはどういう状況で男女ともなのか説明をお願いします。

まちづくり課長 温泉休業しまして、大規模改修ということで設備のほうもやっておったんですけども、使っていなかったということもあり、新たな機材との一緒に稼働の中でふぐあいが生じてきているというふうなことで、今回改修、浴槽からあふれたお湯を改修槽に入れて、それで塩素濃度等の調節をしているわけですが、それを送るためのポンプ等のふぐあいが生じたので、その機材の入れかえというふうなことで、今回修繕というふうなことで計上させていただいております。

3番 そうしますと、あふれた男女とものお湯を一旦改修してまずきれいにするための修繕ということなんでしょうか。ちょっとよくわからない部分は男女とも、男子だけなのか、男女とものおふれ湯を一旦回収してやる工事なのか、ちょっとそこら辺の説明をもう一回お願いします。

まちづくり課長 機械室については、槽の中に一旦貯蔵しているわけなんですけれども、その界限の機材関係のふぐあいというふうなことです。男女とも同じ機械室に入ってきますので、そういったところでの機材の改修というふうに、改修です。

7番 そうしますと、当初見込みの段階で1億何ぼにまず追加工事というのを1回やったわけですが、その段階ではやっぱりこういった工事が発生するとは想定できなかった、使ってみて初めてわかったということの理解でよろしいんでしょうか。

まちづくり課長 そのとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

5番 36ページの4款1項7目環境衛生費、157万5,000円減額になっておりますが、補正前の数字から今回の補正額を引くと、1万3,000円しか残りません。要するに、当初は158万8,000円ほどとって、最終的には1万3,000円ということは、全然利用されていなかったのかなという感じがするわけです。規模的に小さい財政の中でこのような予算措置をしながら1件も利用されなかったというところで、なぜこういうふうな結果になったのか聞きたいと思います。

地域整備課長 157万5,000円の減額であります。これは合併する浄化槽の事業の分でございます。当初5人槽1つ、7人槽1つずつ、2基で計上しておりました。しかしながら、今回実績で誰も申請しなかったということになっておるんですが、課としましては一応住民の方、特に浄化槽対象区域の方には、浄化槽に加入するような周知はしてまいりましたが、結果としてこのような形になっております。

5番 そうしますと、合併浄化槽処理対象地域というところの中で、何世帯ぐらいこれに該当しているのか。

地域整備課長 ただいまちょっとその資料については、持っていませんので、後でよろしいでしょうか。地域だけ、それでは地域だけでもお伝えしたいと思います。まずは、太郎野地区、あとは大平、あとは西又、松橋地区、馬形ですね、あと紫山の一部になっております。今言った地区が合併処理浄化槽の区域となっております。数については済みません、今把握できていませんので、後ほどという形でお願いしたいと思います。

5番 地区についてはわかりましたが、今後まだ未設置の該当先に町としてどのような働きかけを、具体的な形でやっていくのか。要するにきれいな水を川に流すというところの中の公共下水なり、集落排水なり、こうやってきているわけです。まずはそういった中で合併浄化槽で対応しているところで、未設置への対象者への働きかけ、どういうふうな形で進めていくのか。

地域整備課長 町民への周知であります。広報とさらにはチラシ等使いまして、未加入者に合併浄化槽を設置するよう働きかけてまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、歳出1款から6款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出の7款より12款までの質疑を行います。

2番 51ページ、10款5項3目のB&Gのトイレ洋式化修繕とありますけれども、これ何基を洋式化したのかお聞かせください。

教育課長 修繕料の中身としては、女子トイレの修繕料洋式化ということで、2基考えております。

2番 昨年3月のときに私が質問してようやく約1年近くで改修工事ができるのかなと大変喜んでおります。男子のほうは故障したやつを直してやっているということで、町民のニーズにこれからも合わせてこういう改修工事等やっていただきたいと思いますので、今後とも頑張ってくださいと思います。

議長 答弁ありますか。ない。ほかにありませんか。

7番 では、48ページ、10款教育費の3-3-1、中学校管理、県中体連派遣補助金、マイナス

の26万8,000円、この理由について質問いたします。

教育課長 この減額の予算につきましては、中体連県大会への選手の派遣でございます。派遣人数の減ということで、団体種目の県大会出場がことし少なかったということで、減額にさせていただきます。

7番 団体で行くと思っていたのが、少なくなったという残念な結果ですけれども、前に1回質問しましたけれども、どういった規定なり要項に基づいてそういった金額等が決まっているのかというのを以前質問したことがあります。それで、その資料が欲しいということなんですけれども、正式なものじゃないと出せないということだったので、正式にその規定なり要項なりのものを資料請求したいと思います。

議長 暫時休憩をします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

議長 再開いたします。

ただいま7番議員より県中体連の選手派遣補助金交付の内規についての資料請求がありました。これを受けることとか、資料を請求することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、それでは補助金交付の内規について資料請求をお願いします。

7番議員、あとはいいですか。

7番 私この中体連というものが出たので、中体連というふうに言いましたけれども、小学生の大会とか、そういった例えば舟形出身の大学生がそういうでっかい大会に出たときとかの要項とか、そういうものもあるのであれば、そういった学生に関しての規定なり要項なりという意味で、その資料があれば出してほしいということです。中学生だけというのがあるのかどうかも私わかりませんから、学生というくりにしたんですけれども。

議長 暫時休憩をします。

午前11時24分 休憩

午前11時27分 再開

議長 会議を再開します。

教育課長 7番議員がおっしゃられた資料の請求についてですけれども、補助金規定、内規などもございますので、確認できるよう後ほど提示させていただきます。

議長 ここで先ほどの5番議員の合併浄化槽に関する質疑について、地域整備課長より追加の答弁の申し出がありますので、発言を許可します。

地域整備課長 済みません、先ほど5番議員がおっしゃられておった未加入戸数であります、37戸、合併浄化槽区域の中でございます。全体で125戸ありますので、現在の合併浄化槽への接続率が70.4%になっております。以上でございます。

議長 7款から12款までほかに質疑ありませんか。

5番 44ページ、8款4項1目住宅管理費の中で、住宅建築物耐震改修事業、戸建て住宅耐震診断委託料、マイナスの6万円、そして改修補助金もマイナスの60万円ということで減額になっていますが、当初は何件を見込んでいて、今年度は何件が利用して今回こういうふうにして減額したんだというようなところをお聞きしたいと思います。

地域整備課長 ただいまのご質問であります、当初この事業につきましては、耐震診断委託、さらには耐震改修の補助金として1件分を計上しておりました。今年度は申請者がございませんでしたので、減額の補正となっております。以上でございます。

5番 町としてはこういうふうな制度を設けて、幾らかでも耐震基準に合致するようというところでやっている中で、全然利用されていないというのは非常に寂しいなという感じがします。そういった中で本当に町ではお知らせ版等で知らせているのかなというふうに思いますが、こういうふうな制度があるというところをもう少しPRすべきじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

地域整備課長 町としましては、年度当初からこのような事業がございますということは、広報等によりまして周知しております。今後もこういう事業があるということも、30年度も引き続き強く周知してまいりたいと思います。利用促進に向けて周知したいと思います。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結……、失礼しました。

6番 大変失礼しました。52ページです。第12款公債費ですが、ちょっとよく意味がわからないので聞きますが、補正で元金で35万円、利息で△の416万3,000円というこういう仕組みがよくわからないんですけども、こういう発生の仕方というのは、どういう場合に発生するんですか。

総務課長 まず元金については、基本的には借り入れた金額をお返しますので、変更というのは基本的にはないのであります、今回については28年度の見込みの中で28年度中に起債を借りる場合について、銀行等の縁故債を借りた場合、初年度から元金が発生します。国の場合は据置期間があるわけですけれども、その元金の発生する金額について12月の段階で当初予算をつくる段階の見込みと、借り入れ時期との関係で元金の差額が生じるというふうなことであります。

それから、長期の利子分については、これも基本的に借りている分については誤りはないんですけども一時借入分として最大当初予算の表紙のほうに5億円まで借りられるというふうにしておりますけれども、その一時借入金の利息等の変動によりまして、当初借りられるように利子分は多く見ているわけですので、その分について実績に応じてその分が減額になるというふうなことであります。

それから、長期債の利子分については、先ほどと同様に借り入れた時期、その利息等によって新たなものについて28年度中に借り入れを行ったものについて利子分に差額が出ているということでもあります。

6番 今課長の答弁の中で一時借入、一借の話出ましたけれども、この一借で55万8,000円利子償還していますね。これとこの416万3,000円というのはどういう関係あるんですか。

議長 暫時休憩をします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

議長 再開します。

総務課長 一時借入分は当初65万8,000円の一時借入金に対する利息分を見ておりましたけれども、それが55万8,000円不用になったので、ここで減額をするというふうなことになります。

6番 そうしますと、最初に戻りますけれども、起債が何十本もある中で、据え置きがあるもの、初年度から償還あるもの、さまざまあるものだから、それぞれごちゃごちゃになっているから、元金が発生して利息が発生するというリンクするものではないということよろしいですかね。私の考えがあれなのかな。

総務課長 28年度以前に、27年度以前に借りた分についてはきちっと利息が発生して、それから償還表も来ておりますので、それについては積算上間違いはございませんが、この場合は28年度に借り入れた分について借り入れ時期、それから利息等の額によって変わるので、28年度分について差額が出ているというふうなことでございますので、その分について当初予算上見込んでいた金額よりも、元金については35万1,000円不足しているというふうなことでありまして、利息については長期債分の償還利子については36万5,000円ほど多く見ている部分についてこの分が不用になったので、その分を今回減額をするというふうなことでございます。

長期の部分の利子として36万5,000円が当初予算をとっていたものよりも不用となりましたので、長期債借り入れ分の利子としてはその分を減額すると。それから、一時借入を行う部分について65万8,000円を当初予算で見えておりましたけれども、55万8,000円ほど低金利の関係もあって、それから借入期間の短さもあって、55万8,000円が不用となったので、合わせま

して416万3,000円の利子分として減額をするものであります。

議長 ほかにありませんか。

5番 48ページの10款1項2目の中で、日本一給食食育推進事業の中で、賄い材料費が減額の140万円、給食用備品140万円ということで行って来いでプラスマイナスゼロでありますけれども、材料代ということは子供たちに食べさせる材料が減ったということなのか、そしてまた給食用備品としてどういうふうなものを買ったのか、お聞きしたいと思います。

教育課長 今の質問にお答えします。

幼稚園の給食食育事業の賄い材料費としては、140万円の減額になりますけれども、これは食料、材料を賄いとして買って提供した分をずっと出している分でしたけれども、ここまでの量を食べさせることはできなかったということです。要するに、極端に肉買ったりした分の食べさせた分の給食とまた別の金額で補填していたやつなんです。それは、29年度から始まりまして、日本一の給食に伴った大きな事業がまず4回に分けてやったんですけれども、そこまで賄い材料費として使うことはできなかったということでもあります。その分を使えなかった分を減額させていただきまして、給食用の備品として計上させてもらったんですけれども、この備品については4校、25年のときに統合した際に給食のトレイから茶碗まで全部持ち寄って現在も使っております。その中で一番トレイのほうがプラスチック、あとアルミ板のトレイみたいなのとばらばらです、色も。その中で日本一給食食育事業を始めた中で、このトレイだけはそろえてあげたいねということで、要望もありましたので、こちらのトレイを500枚ということで準備しております。準備していたところです。

6番 内容的にはわかりましたが、町長の肝いりでこの事業が始まっていることを考えれば、やはりおいしいものを最低でも賄い材料費は全部使い切るくらいのことをやっていただかなければ、この事業の意味が出て来ないんじゃないかなと。4回を5回にしても何ら差し支えるものじゃないんじゃないかなというふうに思いますし、どうしても備品等が古くなって交換せざるを得なくなれば、これは補正でやってもしかるべきじゃないかなというふうな感じがします。そういったことを考えると、教育委員会自体の消極的なところの考え方が理解できません。今年度はこのままいくかもしれないけれども、来年度以降の教育長の考えをお聞きしたいと思います。

教育長 今年度初めて、初年度でしたが、やはりやってみるとなかなか特にこの材料と、そしてその材料を生かしてのメニューといいますか、そういったところでの1食当たりのメニューとしての材料とか、量とかなかなかうまく合致しませんでした。量が多過ぎるとかですね。それで今のように言われた回数をふやしたりというふうなところ、確かにございましたので、そのような形になれば材料費等もかなり使うことができたのですが、そういった初年度として材料、メニュー、そしてそれを指導していただく講師の方のスケジュール等、ちょっとな

かなかみ合わないところございましたので、そういったところまず初年度の大きな反省として次年度に向けて、計画したものは十分今のような意見もわかりますので、そういったところを十分生かしながら、日本一の給食事業を進めていきたいというふうに考えております。

5番 大変前向きな回答をいただきまして、ほっとしているところではありますが、ぜひとも舟形では給食の無償化をしないでこの事業をやるというふうな町長の強い思いで始まった事業でありますので、使い切るようなところまで子供たちのところまで活用すべきと思いますので、次年度以降よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について

議長 日程第2 議案第3号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

議長 日程第3 議案第4号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課課長補佐（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

6番 済みません、84ページ、歳入の分でちょっと確認をさせてください。保険料でございますが、現年度分で特徴で37万4,000円、普通で102万8,000円ございますが、この特徴は自動的に入ってくるわけですが、普通徴収で102万8,000円というのは今後これに対してどのような対策をしていくのか、お伺いします。

健康福祉課長 今回の減額補正につきましては、調定額に対しての減額でございますので、対策としては特に考えてございません。

6番 調整額での減額だということで、予定しておったものが入ってこないわけじゃないということで、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第4 議案第5号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

議長 日程第4 議案第5号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課課長補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、100ページの2款1項1目介護サービス給付費の居宅介護福祉用具購入費30万円ですけれども、当初40万円とっておりまして追加で30万円ということですが、その内容について質問いたします。

健康福祉課長 介護サービスに係る福祉用具としまして、ベッドとかつえとか、補装具一式でございますが、詳細は手元にはございませんが、そういった福祉関係、介護関係の一式でございます。

7番 そうしますと、この購入、ちょっと当初で40万円とっていて今回30万円で何を追加したのか本当は知りたいところなんですけれども、2回目の質問としては例えばこういう事業は外部民間企業に委託している部分と、保健婦さんたちがある程度担っている部分とがあると思うんですけれども、関与している部分があると思うんですけれども、こういった用具当初で買った40万円、今度プラスで買う30万円の用具、内容はちょっと説明不足なところありますけれども、こういったもの、今回買う30万円というのは、委託先にやるものなんでしょうか。それとも保健婦さんたちとか、職員とかが使う用具なんでしょうか。

健康福祉課長 これは給付費でございますので、介護認定をもらっている方が日常生活を行う上で必要な福祉用具、つえとかそういったものの給付費になります。

7番 そうしますと、これは介護認定されている方にまず購入費の補助金みたいな感じなわけですね。でしたら、大体理解できました。施設にやるんだったら管理状況とか聞こうかなと思いましたが、後で今わからないんだったら後でちらちらと内容、30万円の内容を教えてくださいいただければそれでいいと思います。

議長 ほかにありませんか。

5番 91ページ、大きいところでの質問になってしまいますが、歳出の2保険給付費、9,064万9,000円の減額になっていますが、これ減額になったというのは大変好ましいことではあります。減った原因というのが健康寿命等が100歳体操なり、いろいろな町での施策によって給付費が抑えられたのか、それとも別の要因で抑えられたのか、どういうふうなことなんでしょう。

健康福祉課長 給付費の動向としましては、例年どおりで余り増減はないと思います。この給付

費の増額要因につきましては、給付費のつくり方としまして、施設入所1人出ますと、350万円から400万円出ます。したがって、若干余裕を見て当初予算はつくっているということが実はあります。それから、給付の財源となります国費、全体の調整交付金を合わせますと30%あるんですが、国費相当分とあと社会保障診療報酬支払基金、これが全体の28%あります。その58%の財源が次年度精算になります。したがって、ある程度給付費を大きくして、国とその基金の歳入を確保して一旦もらって次年度に返すという方法をとっております。したがって、給付費が若干大きくなっていると。28年度決算におきましても、9,000万円ほど不用額を出しましたので、今回3月の補正で精査をしたというふうになります。以上です。

5番 そうしますと、毎年9,000万円程度の繰り越しが発生してきているというふうな理解でいいですか。

健康福祉課長 28年度決算のときも9,462万8,000円ほど不用額を出しておりましたので、予算の管理上余り不用額を出すのもどうかと思います。今回見通しを立てまして精査をしました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

議長 日程第5 議案第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 では、116ページの歳入の1款1項1目収入で補正はゼロなんですけれども、内訳に出入

りがありますので、それについて質問します。

使用料がマイナス30万円、滞納繰越分が30万円、行って来いなわけですけれども、この件数何件なのか質問いたします。

地域整備課長 ただいまの質問でございますが、農業集落排水の使用料でございます。現年分が30万円の減の内訳としましては、調定額に対する予算額の減になります。本年度につきましては、既に3月分の額も確定しておりますので、その中での精算額でございます。件数はちょっと専門的でないので、減の内訳じゃないですね、大きなところで回答したいと思います。

あと、同じく滞納繰越分であります。これらについても滞調停に対する予算の増額です。当初は8年であったのですが、既に入る分を、違いますね、当初8万円であったのですが、30万円の使用料の増となりましたので、その分を補正させていただきました。この数字が同じなわけなんです。現年度と滞納繰越分、これはたまたま同じ額でありまして、詳細については精査した額でございます。

7番 件数がわからないということなんですけれども、説明聞くとちょっと私が理解できない部分はありますが、使用滞納繰越分、例えば、については30万円は件数に対して滞納繰越ということは追徴された追加料金も含めた金額が30万円ということになってきているわけですか。

地域整備課長 滞納繰越分でございますが、現年度分、平成29年度分じゃなくて、それ以前の分の料金として滞納していた分が入った分でございます。

7番 それは読んだだけで理解できますから。正直に言えばこの上の集落排水使用料と下の金額が同数なものですから、ちょっと使用料を滞納繰越分に回したんじゃないかなというふうに思ったりもしたんです。でも、それは違いますというような説明なので、30万円という滞納繰越分集まった部分に関しては、以前の年度のものを集めたという中に、きちんと滞納繰越超過分というんですか、超過分も徴収することになっているわけですよね。その分は加算された30万円なんですかと聞いているんです。

議長 暫時休憩をします。

午後1時23分 休憩

午後1時25分 再開

議長 会議を再開します。

地域整備課長 ただいまの質問でございますが、滞納繰越分、前年度分の滞納になっていた分が入った分の使用料でございます。さらに、督促手数料とかは町のほうではいただいておりませんので、項目も違う歳入になります。済みません、今のは間違いじゃないですが、使用料のみの歳入……、

議長 8番議員、6番議員、手を挙げてお願いします。

暫時休憩をします。

午後1時26分 休憩

午後1時29分 再開

議長 会議を再開します。

地域整備課長 条例上はとるような形で定められておりますが、使用者の経済的なこととかいろいろ配慮しまして、減免規定がございますので、減免しております。いただいておりません。

議長 暫時休憩をします。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 再開

議長 それでは、会議を再開します。

6番 ちょっと整理します。当初予算3,100万円ほどございますね、使用料。その中で今回補正で補正額載っていないけれども、中身として30万円上がっています。この30万円については督促なりが発生していないので、ここには載っていませんけれども、全体で年間で3,000何がしの予算を組んでいるので、決算の段階で督促なり延滞を頂戴した分については、計上するんだべ。計上した場合にその手数料なり督促料というのは、使用料の中じゃなくて例えば下の雑収とかそういうところに出てくるんですか。出てくるのであれば、使用料、雑収その二本立てだというのであればそれで了解するんですが。

総務課長 今斎藤議員がおっしゃるとおり、この款項目には入らないで、徴収した場合については、別の款項目を起こして入れることになります。ただ、今まで滞納者の状況を見まして、先ほど担当課長が言いましたように、減免をしているので入っていませんけれども、一般会計の当初予算を見ていただければ、一般会計の当初予算については、28ページのほうに20款1項1目として延滞金加算金及び過料ということで款項目をとって、そちらのほうに1回徴収をしてそれで延滞金等が出た場合については、分離して入れるというふうなことになりますけれども、今の言った農集排については、生活状況等を鑑みてとっていないので、当初のほうから款項目はちょっと設置していなかったというふうになりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

6番 そうしますと、使用料で3,100万円の予算は計上しているけれども、農集排については、とる規定はあるけれども、減免措置で全然取っていないと、今まで、過去ということでもよろしいですか。今後も農集排については過料とか督促料は発生しないということでもよろしいですか。

総務課長 済みません、以前のことはちょっとあれですけども、最近については減免をして取

っておりませんので、決算的にも全然出ていないという状況になります。

6番 最後に確認しますが、減免で近年取っていないというのは、農集排なり水道なり、そういう特会の全て、町税については取っていますけれども、そういう特会については全然取っていないということによろしいんですね。

総務課長 現状では取っておりません。先ほど申し上げるのを忘れましたが、今後取らないということではなくて、後ほど議案8号のほうで申し上げますけれども、延滞金の条例等は設定させていただきますので、ただ生活状況の関係で減免をする場合もありますし、条例上は徴収をするというふうなことで決めるというふうなことになります。

議長 斎藤君の本件に関する質疑は、3回に達しましたので、申し合わせ事項により発言は許可いたしません。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第6 議案第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の設定について

議長 日程第7 議案第8号 舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 このように条例を整理してわかりやすくするという案は、私は非常に大賛成であります。これは舟形町の独自の考え方によるものですか。それとも、県とかの指導によってこういうふうになってきたということなんでしょうか。質問いたします。

総務課長 これについては、他町村の例に基づいて例規の中でこういうふうに7条、8条、9条関係が特に前のままで残っているので、統一性を図るべきだというふうな観点で町の判断で今回一括して統一したものに直すというふうなことであります。他町村の例におきましても、このような改正をしているところがあります。

7番 他町村の例にならったということですが、第4条から第9条まで具体的なこういう部分でのところでの税条例を統一しますよという、固有名詞というんですか、そういうところで当てはめますよということをやっていますが、先ほどの例のように延滞金がある場合、減免措置をしますよというのは全部に当てはまっていますか。それとも、このうちの何と何と何項目は減免措置があるけれども、何と何と何は減免措置というのは設けなくて、今回提案の利率が100%適用されます、それはわかりますか。

総務課長 今基本的に総務課で管理している条例に当たらないものばかりなので、あるとは思いますが。そういうふうな減免条例の項目があると思いますけれども、確認をさせていただきます。後ほど報告をさせていただきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 今の課長の話なんだけれども、本文で5条に減免の措置が明記になっているわけだから、後ろのほうの附則が何であろうと、それを引っ張ってくるから全部減免の措置というのは出てくるんじゃないの。

総務課長 今回からは、この条例に基づくので今後は減免条例になりますけれども、今まである部分については、各条例のほうに定めてありますので、そのところを確認をするというふうな意味でございます。

6番 わりました。じゃあ立ったついでに1件だけ。5ページの本文の4条、延滞金の端数の計算がちょっとわからないので、未納金額というのは延滞している金額ね。その100円未満の端数があるときは切り捨て、それはわかりました。未納金額の全額というのは、延滞金と未納している金額と延滞金を足しても100円未満であれば、それも切り捨てるということで、そのときは延滞は発生しないということなんですか。未納全額という意味を確認します。

総務課長 今回の議員さんがおっしゃられるとおりでありますけれども、滞納した金額については、滞納者の分納という制度もございますので、金額滞納したやつを毎月毎月納めていったりする場合について、延滞金はその都度その都度計算するわけでありまして、最終的に未納の金額が100円未満の場合もあり得ますので、その場合については切り捨てて計算をするというふうな意味でございます。

6番 分納で最終的に残った、わずかなところに残った分については切り捨てるという話だけなの。これは端数を切るんじゃない、例えば13万6,500円となった場合に後ろを切るという話じゃないの、全てに対して。分納とか何か関係ないんだべ。その都度その都度納める段階での計算の端数の切り捨てるやり方じゃないの。

総務課長 済みません、間違えました。今の議員さんがおっしゃるとおりであります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 舟形町国民健康保険基金条例の設定について

議長 日程第8 議案第9号 舟形町国民健康保険基金条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 ちょっと1点だけ、条文の中の第5条繰りかえ運用なんですけど、この中に歳計現金に繰り返して運用するとございますが、具体的にどのような運用が発生すると想定されますか。

健康福祉課長 基金総額としまして、1億2,000万円ほど基金で持つわけですので、一般会計のほうで資金運用するとき、このお金を使うことができるというふうな規定でございます。

6番 ここで言っている運用というのは、その基金を運用するわけじゃないの。運用して益を生むんじゃないの。その上にある第4条か、運用益基金の処理というのがあるんだけど、そういう意味じゃないの。ここで言っている確実な繰り戻しの方法、期間、利率を定めている、こっちで定めて例えば簡単なことを言えば、その基金を利率と期間を定めて私に貸すとか、貸して私から利息を取って運用するとか、そういう意味じゃないの。

健康福祉課長 この繰りかえ運用につきましては、先ほど言いましたように、一般会計のほうでそれを運用することができるというふうな規定でありますので、基金から発生する金利等については、第4条の運用益金の処理というところで規定されております。

6番 一般会計で、その基金を国保から一般会計に繰り入れして、一般会計で運用するの。その運用方法というのはどうなのと。ここに書いてある意味が私理解できない。確実な繰り戻しの方法というのは、例えば課長が私に金を貸して必ず取れると、そういう方法、例えば証書に書いて利率期間を定めて貸して、私が利息を払ってそこで運用という意味じゃないの。今言った一般会計で言っているのは、国保から一般会計でやって一般会計でそういう運用をするという意味なんですか。ちょっとわからないんだけど。

議長 暫時休憩をします。

午後1時59分 休憩

午後2時03分 再開

議長 再開します。

健康福祉課長 説明不足で申しわけありませんでした。会計間の中でこの基金を利率を定めて運用することができるというふうな規定でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の設定について

議長 日程第9 議案第10号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 ちょっと余り条文がいっぱいあって難しいんだけど、さっと見たときにちょっと気になったのが、11ページの第5条の4項の1号、アに電子計算機というくだりがありますよね。電子情報処理組織との改善のつなぎといいますか、これよく見ると電子計算機とはパソコンのことですよね。パソコン回線で事業者と利用者をつなぐんですか。回線で結んで、その記録をするとここにありますが、内容的にはどういうものを回線につないで記録をするんですか。具体的に例えばというのがわかれば教えていただきたい。何をしようとしているのか。

議長 暫時休憩をします。

午後2時12分 休憩

午後2時17分 再開

議長 会議を再開します。

健康福祉課長 11ページのアの件ですけれども、指定居宅介護支援事業者の使用する電子計算機これは事業者にあるパソコンです。と、利用申込者または家族の利用に係る電子計算機、これは一般家庭にあるパソコン、これを接続してお互い送信をしながら利用者が、利用者の持っているパソコンにデータをダウンロードできるような方法をとりなさいというふうなことであります。

6番 ダウンロードする中身というのは何なの、そうすると。個人の情報を回線をつないで事業者とやりとりするわけだから、個人情報とかそういうものもあるわけでしょう。ただダウンロードするだけなの。事業者からの内容のダウンロードするだけで何も意味ないんじゃないの。紙で渡したほうが早いんじゃないの。

健康福祉課長 ケアプランとかいろいろ利用者が必要となるデータがあると思うんです。それを一々紙でじゃなくて、パソコンを通してダウンロードもできるような体制をとりなさいというふうな基準だと思います。

議長 6番議員、よろしいですか。(「はい」の声あり)

2番 10ページの4条の2、主任介護支援専門員とありますけれども、これは要は資格が必要だ

と思うんですけども、どのような資格が必要なんでしょうか。

健康福祉課長 ケアマネジャーのことを介護支援専門員と言いますが、一定期間の経験を踏んで主任介護支援専門員の試験を通った方が主任介護支援専門員ということでなっております。

2番 もとはケアマネとか持っていないと、受験資格がないということで、新たに出た資格なんでしょうか。前からあったんでしょうか、こういう主任資格。

健康福祉課長 この条例に合わせてつくったわけではなくて、以前から主任ケアマネという制度があるんですが、ケアマネさんを束ねるチーフという意味合いがございまして、まだまだ数が足りないという状況があるようでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 かけ地近接等危険住宅移転事業補助条例を廃止する条例の設定について

議長 日程第10 議案第11号 かけ地近接等危険住宅移転事業補助条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 舟形町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長 日程第11 議案第12号 舟形町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程はこれで全て終了いたしました。

3月12日月曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時35分 散会

平成 30 年 3 月 12 日（月曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成30年舟形町議会第1回定例会第3日目

平成30年3月12日（月）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課長補佐 沼澤 一 征
副町長 酒井 雅彦	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 須貝 孝子	教 育 課 長 八 歙 照 光
総務課長 中山 進	農業委員会会長 加藤 嘉久
まちづくり課長 伊藤 幸一	農業委員会事務局長 小野 芳喜
健康福祉課長 叶内 範夫	代表監査委員 渡邊 敬子
住民税務課長 伊藤 誠宏	監査事務局長 斉藤 洋一
地域整備課長 伊藤 武美	選挙管理委員会書記長 中山 進
農業振興課長 小野 芳喜	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋一 係 長 石川 忍

議事日程

日程第 1 議案第13号 舟形町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第14号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第15号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第16号 舟形町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 5 議案第 17号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 18号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 19号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 20号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 21号 舟形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 22号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 11 議案第 23号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 24号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 29号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 30号 平成30年度舟形町水道事業会計予算について
- 議案第 31号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 32号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第13号 舟形町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第1 議案第13号 舟形町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、この条例の改正点の、エとして加えたい部分の、歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職というのは、これはどういった方を対象にしているのか質問いたします。

総務課長 ここに書いていますとおり原則公開するものでありますけれども、その方々が職名を持っている場合、職名も合わせて公開するという意味でございまして、誰のことというわけではなくて、職名を持っている方ということでございます。

7番 まず、この情報公開条例の大原則が、請求されればこの情報公開をするというのが大原則であると思います。ところが今現在は、ホームページを見ますと町長、議長が交際費としてその出費をダークと並べているわけですが、つまり請求されなくても公開しているわけです。

それに対して、この情報公開をしてから公開するという部分と、自分らがもうどんどん情報を公開してしまう、それはいいことなんでしょうけれども、してしまうっていうところに法的根拠をつけるためにこの個人情報を載せても大丈夫だということに、ちょっと腑に落ちない点があるんですけれども。そこら辺の、大原則の請求があったときにこの情報公開の資料を提供するということには抵触しないんでしょうか。自分らがもうどんどん先に、請求される前に情報公開をしていくということに、この条例に引っかかるようなところはないんでしょうか。

総務課長 基本的には、町で持っている公文書等の条例について、実施機関としましては町長から議会、教育委員会、監査委員会まで含めて公開するというので、町で持っている公文書について公開するというのが情報公開条例でありまして、その中で、世の中の状況等を踏まえまして、それで基本的に交際費等については公開していきましようという流れがあります。

そういった中で、一応公開のほうにして、住民の目線で町長公債費等を見ていただくということではしておりますけれども、情報公開条例上抵触する部分があると、まずいということもありまして、今回きちんと公開をするということでもあります。

そういったことで、今後についてはこの条例の改正に基づいて、特に町長交際費、食糧費について公開していくということでございます。

ただ、食糧費については、公開請求があれば、この情報公開条例に基づいて、公開請求があったものについて公開をしていくということを考えております。交際費については、今実施しているとおり、ホームページ等で率先して町のほうから出して情報を公開するというのを考えております。

7番 私に言わせれば、積極的に公開して、それはまずいいことなんでしょうけれども、予算書を見ると、町長に交際費、議長に交際費、教育長に交際費5万円というのが出ているわけです。これをどこまで、その本人の意思なのか、どういう規定でホームページ上に、どういう考えで町長と議長だけの交際費を載せているものなのか。交際費があるものを載せるとするならば教育長の交際費の内容等も本当は出さなければならぬいんでしょうけれども、そこら辺の統一した考え方というのがちょっと見えないんですけれども、そこら辺のところについて再質問します。

総務課長 今回条例を改正することによりまして、実施機関であります教育委員会も農業委員会等にも若干あると思いますけれども、議会も含めまして全て同じ扱いで公開をしていくというふうに考えております。

ただ、議会については自分で要綱を持っているのでそれに基づいてやっておりますが、今後はこの情報公開条例に基づいて原則的に公開をしていくということで、町としましては実施機関、町長部局から全てについて統一的な取り扱いをしたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、ないようですのでもう1点。

この提案理由の中に、町長交際費及び食糧費の支出状況を公開するためとあります。今後は、今課長の答弁だと、交際費はもう公表はしているけれども、食糧費に関しては請求があったら出しますという考えのようですけれども、提案理由を見るとこっちは食糧費として、例えばホームページ、町長室というのを見ると交際費という欄が出てきて、議会というホームページを見ると議長交際費というのが出てくるわけなんですけれども、それをもう項目に分けてつくるわけではないんですか。

この提案理由だと、もう既に食糧費も含めて公表するというふうに受けとめるんですけれども、今の課長の答弁だと食糧費だけは請求があったときに公開しますというような説明ですけども、ここら辺はどう考えているのか質問いたします。

総務課長 今私のほうで答弁しましたとおり、交際費についてはより透明性を確保するために町のホームページで公開することを考えておりますけれども、食糧費についてはいろいろなボリュームもあります。各課に食糧費を置いている部分もありますので、それについては相手方の個人的な情報もございますので、それについては一つ一つ情報の判断をしながら公開する必要があるだろうということで、それについては情報公開条例に基づいて公開請求があった場合のみについて公開をしていくというふうに考えております。

これについては、もともと個人情報、次に次に出ます個人情報もありますし、情報公開と相まって個人の情報についていろいろ不都合な部分が発生する場合がありますので、個人の利益、そういったものも勘案しながらしていかなければならないので、公表しないというわけではありませぬので、公表はするんですが、それについては公開請求があった場合についてするというふうに考えております。

7番 それでは、わかりました。確認しますけれども、情報公開条例の2条にこの実施機関というのがあって、町長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産税評価委員というのが(1)で、大きいところでバツとあるわけですがけれども、(2)、(3)は職員とか文書関係なんですけれども、(1)、今私が最初に述べたその委員会とか監査委員とかそういう部分に関して、もし交際費が発生したら、発生しているものに関しては、それは即時ホームページなどで公表をしていくと。ただし、食糧費の部分は情報公開の請求があったときにだけ公開するという事で間違いありませんか。

総務課長 うちの担当で全てその交際費ということができるとかどうかということも判断しますが、実施機関は今言ったとおりですので、公表していくと。

ただ、公表をする時期については至急ではなくて、それはある程度の期間分について公表するという事でありますので、交際費が支出したから即、そのままホームページに上げるということではなくて、ある程度の期間で公開する時期を決めまして、それで公開をしていくということでもあります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長 ここで、総務課長より金曜日の質疑の中で、6番斎藤好彦議員と7番佐藤広幸議員との質疑の中で、追加答弁をしたいとの申し出があります。受けることで異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、総務課長の発言を許可します。

総務課長 先般の議案の中で、舟形町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の設定についての議案の中で、佐藤議員から、各条例について減免規定があるのかとのご質問でありますけれども、結論から申し上げますと、議案書の6ページにありますように、附則の第4条の舟形町農業農村整備事業分担金徴収条例と、次の附則第5条の舟形町県営土地改良事業分担金徴収条例には延滞金の減免規定はなく、附則第6条から第9条までの条例には減免規定があります。

ただ、第4条、第5条については税の徴収条例に倣うという文言がありますので、具体的にそこに減免規定はありませんけれども、税条例に基づくとなっておりますので、結果的には減免規定が出てくるということになります。

第6条から第9条までは、その条例の中に減免規定がされております。ただ、この2つの条例については、特に受益者の申請に基づいて実施するためのものであり、この条例の中に税条例に基づくという文言はありますけれども、特にそこのところには規定はされていないようであります。これは、補助残を受益者が支払うことになるため、滞納を想定はしていないのではないかと思います。

それから、第6条から第9条までの条例につきましては、前の条例とは違い、町が経営主体の事業の条例でありますので、家庭の経済状況等を勘案して、滞納額がふえやむを得ないと判断された場合について減免することができるという規定をしているものと思われます。

そういったことで、今後は全ての条例についてこれが適応になりますので、減免規定が適応されるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、6番斎藤議員の第4条についてのご質問で、ご訂正をお願ひしたいと思ひます。

5ページに、斎藤議員からの質問で、延滞金の端数計算の中で、延滞金額の計算の基礎となる未納金額に100円未満の端数があるときという表現でございますので、私が初めに答弁したほうが正しくて、改めて答弁し直したほうについて削除をお願ひしたいと思ひます。あくまでも第4条の条文にあるように、延滞金の基礎となる未納金額に100円未満の端数を切り捨てて計算するということでございますので、ご訂正をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

議長 では、会議を再開いたします。

日程第2 議案第14号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 議案第14号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

5番 私ちょっと理解できないところがあるので質問しますが、今回のこの個人情報保護条例の一部改正する条例の制定が上位法の改正によるというようなことはわかるんですけども、提案理由の中に、この2つ目の法律、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会云々とありますけれども、これと今回の改正へのつながりというのがどうなっているのかお聞きしたいと思います。

総務課長 ちょっとその辺までは勉強していないのでわからないんですけども、まず一つは、こういった名前の法律の改正の中で、これがかかわりがあるというふうなことでございますので、その新たな産業の創出、活力ある社会にどう結びつくんだと言われますとちょっと困るんですけども、要配慮情報とかそういったものについて、いろいろ今後配慮しなければならない情報も含まれていると。例えば、災害のときにそういったものを、要配慮が必要な個人情報について、今までは個人情報なのでできませんでしたけれども、そういうものについては出せるというふうなことで、災害を契機にそういったことを改正する動きが出ていまして、そういう一環であると思います。

今現在のマイナンバー法も同じように、社会保障のやつと、税と、それから災害に使えることになっておりますけれども、それらについて町の個人情報のほうでもその要配慮者について、今回は特に要配慮者についてそういったことを条例化する必要があるということで、国から指示があって改正をするものであります。

そこら辺について、どういうふうにならなっているのかという点については、ちょっと舟形町についてはそういったことは結びつかないかもしれませんが、国の条例、法律の中ではそういうふうな結びついている部分があるんだろうと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第15号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第15号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。

4番 最近、舟形町消防団の不祥事というか、団員の不祥事が2件ほど立て続けに報道されました。今回停職期間を6カ月に延ばしたこの理由は、今回発生した件を踏まえての改定なんですか。

住民税務課長 今4番議員おっしゃるように、今回の、今年度消防団員の不祥事を受けて、その中で消防の会議並びに町長を含めた町の会議ということがありまして、その中での停職期間の拡大ということで、範囲を広げたということになります。それが契機になります。

4番 消防団については、常日ごろ町の安全安心のために多岐にわたって活動してもらっておられるわけです。その中で手当等が支給されているわけです。

山形市では先般、先月に不祥事が発覚して、その中で、山形市では警戒事案出動並びに訓練等の出動については固定額で支給されていたという形であります。

今回、停職の期間もちろん支給も停止になると思いますけれども、舟形町では、消防団に対しての手当の規定は今現在どのようになっておるわけですか。

住民税務課長 同じく舟形町の消防団条例の13条の中に、新旧対照表ではそこら辺省略になっているんですけども、ちょっと読み上げます。

給与及び諸手当第3項の中に、「団員には次の手当を支給し、その額は必要の都度定める。」ということでありまして。その中での項目として、出場手当、訓練手当、警戒手当、機関員(技術)手当、その他臨時必要と認めるものということになっております。ただ、その都度定めるということで、特に単価表と、1回なのか年間なのか、そういう明確な記載の別表等

はない状況です。

以上です。

4番 訓練等であれば、訓練に出動する隊員、地元で残留としていろいろな外の業務を入るといような形の中で、固定的な団員手当は、それはしかるべきだと思います。

それと同時に、前には例えば緊急有事の火災等現場、警戒事案について出動した場合に、出動人数によって手当が支給されていたと思いますけれども、今現在その人数を把握して、それに対しての、警戒事案に対しての出動の実働手当として支給されているのか、そこら辺を確認しておきたいと思います。

住民税務課長 出動手当につきましては町の消防の予算の中で、ちょっと話があれですけども、今年度の消防団の出動の実績ということでちょっと検証をしたところです。

今年度は特に捜索が2件、3日間、あと火災が4件ということで、延べ642人の消防団員から出動してもらっています。ただ、出動した際の報告につきましては、各個人ごとではなくて部からの分団、各分団ごとの報告ということで、部単位ですと事務局のほうでも把握しているんですけども、誰が出たという個人までは把握していないのが現状です。

それで、今現在全く手当は支給していないのかという話もあるんですけども、個人には支給しておりませんが、固定として部の運営の交付金、年間総額で約20万円ぐらいです。あと警戒手当ということで、この条例の中の警戒手当という位置づけになりますけれども、パトロールなり広報なり啓蒙等で車、自動車等々を使います。その自動車等の整備の褒賞という形で警戒手当年間31万円ちょっとを、2つのお金を合わせて約50万円につきましては毎年度支払いさせてもらっています。

以上です。

7番 4番議員と似たような質問なんですけど、そういった不祥事を起こした団員がいるのは残念ですけども、6カ月に延ばすことでその期間を多くみられるという改正だと思うんですけども、それはいたし方ない、そうしなくてはならないだろうと思います。

4番議員とちょっとダブりますが、3月1日の新聞に舟形町っていう名前が出たものですか、ちょっとここ気になったものですから、ちょっと読んでみます。「舟形町は条例に訓練、警戒などの手当を定めているが、厳しい財政状況が一因のため支給できていない。」この厳しい財政状況っていうところが私引っかけたんです。

この前、町職員の給料をちょっと値上げしましたよね。そして、この条例の中ではちゃんと団員には次の手当を支給し、その額は必要の都度定める、出場手当、訓練手当、警戒手当、機関員（技術）手当、その他臨時必要と認めるもの、こういう条例があるんですけども、やはりこういった懲罰規定を延長することも一つあれなんですけども、やはりこれは一部の消防団員であって、大方はやはりみんな町民のために頑張っている。その人たちに対して、

やはりそれなりの見返りはやらなくてはならない時代に来ているのではないかと思います。

ましてや新聞で、この厳しい財政状況が一因なんて書かれてしまっている中で、職員の給料だけ上げましたではちょっとこれは情けないと私は思いましたので、そこら辺はやはり今後見直していくべきものと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

住民税務課長 7番議員おっしゃるように、3月1日の新聞の中で、厳しい財政状況が一因だということで担当のほうで申し上げたことについては、担当のほうにも新聞のあれを受けまして聞いたところ、私も実はそのとき出張でいなくて、いきなりの電話の照会なものですから、なかなかそのとおり、条例のとおりきちんと支払いというのはしていないということで、じゃあ原因は何かと、それはやはり昨今の財政事情がちょっと厳しいからだということが新聞に出てしまったということです。これは、済みません。お詫びしたいと思います。

あと、今、今後ということでありますけれども、佐藤議員がおっしゃるように、ほかの市町村等々の例も参考にしながら、ただ1回当たりの単価なのか、年間当たりの単価なのかそこら辺も、特に今年度、先ほど話をさせてもらったように、特に回数、搜索なり火災の件数が多いものですから、平成28年度はまずほとんど少なかったということで、その年度ごとに想定することもなかなか難しい中で、本来やはり年額として今私のほうで部に支払いをしているんですけれども、それが適正なのかどうかもやはり検証して、あと最上管内の担当課長なり担当者とも連絡を取り合いながら、支出の金額も含めて、あと支出の項目、今部の運営交付金が19節、あと自動車整備が8節で支出しております。そこら辺の支出項目も果たして、ずっと何十年前から支出はしているんですけれども、そこも検証しながら、適正化も含めて改正に向けて内部で検討していきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第16号 舟形町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第16号 舟形町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第17号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第18号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第7 議案第19号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第8 議案第20号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

6番 ボリュームがあつてちょっと理解できないので確認させてください。

例えば46ページの2条の関係で、地域密着型、ここから始まるんですが、中段のところに地域密着型介護予防サービス基準という言葉が出てきます。それ以降、その基準の条項の改定がさまざま出てくるんだけど、この基準という、基準そのものはどこに位置しているのか、これを見る限りでは、その基準の条項は見られないのか。町の条例等、パソコンでざっと見たんだけど、なかなかよく理解できないんだけど、その基準そのものは、どこを見ればその基準というものが明確に見られるのか、そこを確認します。

健康福祉課長 第2条の改正につきましては、国のほうの改正がございまして、国でいうところの地域密着型介護予防サービス基準省令第9条第1項のところに規定されておりますので、町としては詳細について規定はしておりません。上位法に飛んでいくというような形になります。

6番 そうしますと、ここから第2条関係でずっと出てくるこの言葉そのもの、サービス基準というのは上位規程であつて、何らここには何も見られないといえますか、さまざま改定がありますけれども、それは上位規程を見るしかないということなんですか。それ以降、何項、何項でありますよね、指定密着型要望サービス基準第何条第何項に規定する云々というのがざっと出てくるんだけど、それを探そうとしているんだけど全然わからなかったの、それは上位規程だから見られないということで、そういう理解なんですか。

健康福祉課長 よりどころについては上位規程ではありますけれども、本町のほうに条例がございまして、ある程度のこの条例で読めるとは思うんですけども。

6番 国の上位規程だからそれはないんだという話だったんじゃないんですか。今課長がお持ちのその資料というのは何なんですか。

健康福祉課長 条例としましては、舟形町指定地域密着型介護予防支援等の事業の人員並びに運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例という条例がございまして、その条例で読めないところは上位法のほうに飛んでいくというふうになるかと思えます。

6番 それではちょっとわからないので聞いているので、ここはどうだつていうのではなくて、例えば46ページのちょうど中段に、第22条第4項中に別にというくだりを、ここにありますように指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定すると、第22条第4項というのは、じゃあ教えていただけますか、どこを見ればいいのか。あるのであれば。

健康福祉課長 この基準第22条というのは上位法でございますので、国の基準ですので今手元にはございません。

6番 さっき課長、上位法だから見られません。それで、ここにありますときき言った資料は何なんですか。それを見てわからないんですか。

議長 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時45分 再開

議長 それでは、12時45分まで休憩をして、今その説明を控室のほうで受けたいと思います。

それでは、会議を再開いたします。

健康福祉課長 先ほど6番議員から質問がありました、46ページの第22条第4項中別2を指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定するに改めるということで、この基準第22条第4項とは何かという話なんです、これは国の上位法にあります基準でございまして、基準第22条の第4項につきましては、読み上げますと、前第3項に規定する表については、別に厚生労働大臣が定めるものとする、また別のところに飛ばなければなりません。

わかりやすく説明申し上げますと、例えば47ページをごらんください。47ページの下から10行目なんです、第72条第2項中、介護老人保健施設の次に介護医療院を加え、別に指定地域密着型介護予防サービスの基準第71条第2項に規定するよう加えるとありますけれども、この基準の第71条第2項につきましては、読み上げますと、共同生活居宅の管理者は適切な指定介護、認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護の従事者または訪問介護員として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者ということで、いろいろなサービスごとに経験を有する基準があります。詳細についてはまた厚生労働大臣が定めるというふうな、飛んでいくんですけども、いろいろなサービスごとにいろいろな経験を有するところが必要だということを確認に基準にしているものでございます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。議案第20号を原案のとおり可決することに決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第21号 舟形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第9 議案第21号 舟形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長 ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時02分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第10 議案第22号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議長 日程第10 議案第22号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 今見ていてちょっとあれなんだけれども、この52ページの変更についてございますが、3つございまして、これに枠が3つあって、この一番左の項目のところ2つ入っていないんだけれども、これは特に入れなくていいのかと思ってよく見たら、例えば52ページの一番上、道路のやつ、2段目の一番後ろ（9）道路設備機械等の項、こっちの新旧対照表だと道路整備機械等ってなっているんだけれども、これは何なんですか。

まちづくり課長 法の改正につきましては、事業名の（3）道路整備機械等の部分は改正しておりませんので、ここは空欄にして、事業内容のほうに小型ロータリ除雪導入事業ということで追加になっています。

それで、左側の空欄ですけれども、ここについては変更がないということで空欄にさせていただきます。

2番目の（1）高齢者福祉施設老人福祉センターとございますのは、ここは事業名が追加されたという意味で加えております。

済みません、確認させて、返答させていただきたいと思います。

議長 暫時休憩します。

午後1時07分 休憩

午後1時08分 再開

議長 再開します。

まちづくり課長 大変申しわけございません。国の区分がございまして、ここをご指摘いただきました「設備」についてですけれども、「整備」に訂正させていただきます。

議長 暫時休憩をします。

午後1時09分 休憩

午後1時09分 再開

議長 再開いたします。

ただいままちづくり課長から、議案書の52ページの「道路設備機械等」の文言を「道路整備機械等」と訂正する申し出がありました。そのように訂正することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。それでは、議案書の52ページ、「道路設備機械等」の「道路整備機械等」に訂正することに決定しました。

6番 ちょこちょこ細かいことにけちをつけているのではなくて、これ一部改正については、全てぎょうせいでやっているという、会社でやっているという話なんだけれども、中身を出す前に一応見ないと、理解してもらわないと、説明する側についても我々はそれ以上わからな

いんだけれどもとか。

それと合わせて、午前中あった、5番議員からあった難しい法律とか、ああいうものに基づいて改正しているわけだから、それを出てくるんだと予想して、そういうのを準備しておかないと、午後からの地域密着も同じですけども、そういう体制で臨んでもらわないと中断したりなんかするので、一字一句けちをつけて申しわけありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第23号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について

議長 日程第11 議案第23号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第24号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について

議長 日程第12 議案第24号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

5番 指定の期間ですけれども、6年にしているというのはどういう理由なのか聞きたいと思います。

農業振興課長 指定の期間でございますが、5年間でございます。平成30年4月1日から平成36年3月31日までということ。(「6年じゃないの」の声あり) はい、6年でございます。

現在の指定の内容ですけれども、小国川漁協以外に、現在のサケのふ化場を管理できる以外にほかのものがないということがございまして、6年間という期間を定めてございます。

5番 その指定する該当者がいないからということはわかりますけれども、しからばなぜ5年なのかということところが、6年なのか、どちらですか。今答弁では6年と言いました。

3年ごとと違って何か、5年、6年にした根拠がちょっと、もう少しわかりやすく。

農業振興課長 指定の期間は5年間です。前回の説明を訂正させていただきます。

議長 暫時休憩をします。

午後1時19分 休憩

午後1時23分 再開

議長 会議を再開します。

町長 議案第24号の舟形町サケふ化場の指定管理者の指定についての指定の期間につきまして、大変申しわけございません。5年間というものが前、通常5年間という指定管理者の期間でございましたので、ここに平成36年3月31日となりますと6年間になります。そのため、その6年間にする理由、5番議員がおっしゃられた理由については、特段の理由がなく、通常の5年に戻させていただきますために、議案第24号につきましては取り下げをさせていただきますと思います。

なお、議第23号の鮎中間育成施設等の指定管理者の指定については既決をいただいておりますので、最終日に、済みませんが、同じ議案になるんですが、期間を平成35年3月31日に訂正する議案を追加で出させていただきますと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、進行します。

日程第13 議案第26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第29号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第30号 平成30年度舟形町水道事業会計予算について

議案第31号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第32号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第13 議案第26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第29号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第30号 平成30年度舟形町水道事業会計予算について、議案第31号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第32号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明をお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。議案第26号から議案第32号まで7議案を審査するため、10名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、10名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議席番号1番伊藤欽一君、2番小国浩文君、3番石山和春君、4番佐藤 勇君、5番奥山謙三君、6番斎藤好彦君、7番佐藤広幸君、8番加藤憲彦君、9番叶内富夫君、10番八鍬 太君、以上10名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ただいま指名した10名の方を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

8番 予算審査特別委員会の委員長には佐藤広幸議員、副委員長には佐藤 勇議員を推薦いたします。

議長 ただいま加藤議員より、委員長には佐藤広幸議員、副委員長には佐藤 勇議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、委員長は佐藤広幸議員、副委員長は佐藤 勇議員に決定いたしました。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月15日まで休会いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を3月15日まで休会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

佐藤予算審査特別委員長より委員会の開会とご挨拶を受けたいと思います。

午後1時41分 散会

平成 30 年 3 月 16 日（金曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成30年舟形町議会第1回定例会第4日目

平成30年3月16日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課長補佐 沼澤 一 征
副町長 酒井 雅彦	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 須貝 孝子	教 育 課 長 八 歙 照 光
総務課長 中山 進	農業委員会会長 加藤 嘉久
まちづくり課長 伊藤 幸一	農業委員会事務局長 小野 芳喜
健康福祉課長 叶内 範夫	代表監査委員 渡邊 敬子
住民税務課長 伊藤 誠宏	監査事務局長 斉藤 洋一
地域整備課長 伊藤 武美	選挙管理委員会書記長 中山 進
農業振興課長 小野 芳喜	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋一 係 長 石川 忍

議事日程

日程第1 議案第26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 29 号 平成 30 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 30 号 平成 30 年度舟形町水道事業会計予算について

議案第 31 号 平成 30 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 32 号 平成 30 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 2 議案第 25 号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第 3 議案第 33 号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について

日程第 4 議案第 34 号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 35 号 舟形町副町長の選任について

日程第 6 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会

文教民生常任委員会

日程第 7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時01分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから9日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

-
- 日程第1** 議案第26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第29号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第30号 平成30年度舟形町水道事業会計予算について
議案第31号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第32号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第1 議案第26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第29号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第30号 平成30年度舟形町水道事業会計予算について、議案第31号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第32号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。佐藤広幸予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 平成30年3月16日 舟形町議会議長 八鍬太殿。予算審査特別委員長 佐藤広幸。

予算審査特別委員会審査報告。平成30年3月8日招集の3月定例会において、3月12日に付託されました議案第26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第29号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第30号 平成30年度舟形町水道事業会計予算、議案第31号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第32号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7議案につきまして、本委員会は3月12日より3月14日まで3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長 それでは、ただいまの予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第26号から議案第32号までの7議案に対して一括して原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第26号から議案第32号までの7議案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第25号 舟形町教育委員会委員の任命について

議長 日程第2 議案第25号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これより議案第25号を採決します。議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第33号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について

議長 日程第3 議案第33号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時12分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

これより議案第33号を採決します。議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について

議長 日程第4 議案第34号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定についてを議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 舟形町副町長の選任について

議長 日程第5 議案第35号 舟形町副町長の選任についてを議題といたします。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

日程第6 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第6 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

斎藤好彦総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成30年3月16日 舟形町議会議長 八楸太殿。総務振興常任委員会委員
長。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報
告いたします。

記

1. 期日 平成30年2月7日水曜日
2. 調査内容（現況説明・現地視察）
 - （1）降雪による被害状況について

①概要

ア. 1月24日に舟形町豪雪対策本部を設置し、全戸チラシ配付、防災無線による注意喚起を
行っている。

イ. 2月7日現在では前年度比の約2倍の積雪深となっている。

ウ. 建物被害は発生していないが、3件の人的被害が発生している。

エ. 農林水産関係では、ハウス内で栽培していた野菜の被害のほか、ビニールハウスの全半
壊被害が3棟で、被害額は約280万円となっている。

②現地視察

ア. ハウス全壊被害の状況、長沢地区。

イ. 積雪、除排雪の状況、西南部地区。

③対応策

(1) 例年になく早期の降雪に加え、大雪による今後の被害拡大が心配される。対策本部の機能を発揮し、雪害が発生しないような対策を講じるよう、広報、指導に力を入れていただきたい。除排雪費の執行割合は1月末現在で50%であるが、今後とも計画的な除排雪に努めていただきたい。

(2) 除雪車格納庫新設工事の進捗状況について

①現地視察

コンクリートの基礎工事が終了し、その基礎の部分の埋め戻しを行う段階であり、工事全体の3割まで進んでいる状況であった。鉄骨建方工事は工程どおり2月15日からの予定となっていた。

②対応策

冬期間の工事で進捗が心配されたが、工程どおりの進捗とのことである。工期内の完成に向け、今後とも安全対策を万全にして工事を進めていただきたい。

以上です。

議長 ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、佐藤広幸文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長 平成30年3月16日 舟形町議会議長 八鍬太殿。文教民生常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成30年1月30日火曜日

2. 調査内容（状況説明）

（1）いじめ問題について

①現状の把握

舟形小学校、中学校ともに年3回、6月、12月、3月にいじめの実態調査をしている。

ア、舟形小学校。12月の報告件数は3件で、悪口を言われたり軽く叩かれたり蹴られたりする例があり、それは校外でもあった。また、軽度発達障害の子供がいるため、授業中に自己中心的な行動をとってしまう生徒がおり、薬を飲むと落ち着くとの報告を受けた。

イ、舟形中学校。12月の報告件数は16件で、ともに冷やかし、悪口、仲間外れなどがあつた。

②学校での対応

ア、実態調査。

イ、児童会、生徒会、学級会での指導。

ウ、家庭や地域と協力して協議。

③教育委員会での対応

ア、関係機関との連携推進。警察、県教育委員会、人権擁護委員など。

イ、SNSに関する講話、講演など。

④所感

ア、現在ほぼ解決しているようであるが、注意深く見ていただきたい。

イ、学校と教育委員会がほぼ毎日のように話し合っているようだが、早期の把握と対応が重要と考える。連携を密に対策を行っていただきたい。

ウ、小中学校生徒会の役員が合同で集まり、中学生を中心にいじめ防止サミットを行うなどして生徒同士で対策をとろうとしているので、効果を期待したい。

以上でございます。

議長 ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

た。

日程第7 議員派遣の件

議長 日程第7 議員派遣の件について議題といたします。議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 ただいま朗読の議員派遣の内容についてご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますので、お受けいたします。

町長 平成30年度第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月8日から9日間の日程で、平成29年度一般会計ほか6特別会計の予算の補正が6件、平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出予算が7件、条例の設定が4件、条例の制定が11件、指定管理者の指定が2件、副町長と教育委員の人事案件が2件、合計34件につきまして、満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

平成30年度当初予算は、厳しさを増す財政状況の中で将来にわたり持続可能な財政運営の確保を目指しつつ、オール舟形で住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形の着実な実現に向けて、今年度新たに取り組むデマンド型乗り合いタクシーの運行、高齢者先進安全自動車購入補助、衛生栽培管理システム事業、中古農機導入促進事業、民間賃貸共同住宅建設支援事業、空き家対策事業、百歳元気プロジェクト事業など、しっかりと成果が上がるように取り組んでまいります。

そして、議決していただいた予算は、本来の目的がしっかりと達成できるよう、経済的かつ適正な執行に努めてまいります。

また、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

結びになりますが、議員各位におかれましては、年度末で忙しくなる時期、そして春作業等の準備に追われ負担が多くなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。9日間、ありがとうございました。

議長 ここで、3月をもちまして辞職されます酒井副町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

副町長 このたびは、貴重な発言の機会をいただきまして本当にありがとうございます。

人事につきましては、まだ異動内示が出ておりませんので、私のほうからまだ申し上げることはできませんけれども、この舟形の2年間で振り返っての感想等をお話しさせていただきたいと思っております。

一言で申し上げますと、この2年間は驚きと学びの連続だったのかというふうに思っているところでございます。

まず初めに、舟形に参りましていろいろ見させていただきました。その中で、やはり鬼川の天然の鮎の、焼き鮎の黄金色の美しさとか、松橋のワラビとか、本当にいろいろなおいしいものをいただきました。あと、個人的には東長沢の夕闇とか、真冬の真夜中の風景ということで、とても感銘を受けたというところでございます。

仕事の面では、着任早々になりますけれども、特養建設事案ということに始まりまして、富田のB&G海洋センターとか、あと昨年になりますけれども水不足の温泉休業などなど、ここでは全部は申し上げられませんが日々いろいろな対応に追われまして、力不足ということもありましてなかなか攻めに転じられない2年間だったのかということでも反省をしているところでございます。

ただ、どんな厳しい時代におきましても、歴史がいろいろ証明しておりますように、それを乗り切るためにはやはり優秀な人材が必要だということを信じまして、気づく職員とか、考え行動する職員になるようにということで、役場とか振興公社の人材育成にできるだけ時間を割いて頑張ってきたというつもりでございます。少しずつではございますけれども、育ち始めた芽につきまして、引き続き皆様方で育てていただければありがたいと思っているところでございます。

話は変わりますけれども、私が初めて県庁に入ったときの、最初の課長が自治省のキャリアの方で、自治省といいますと職員生活の2分の1から3分の1はその都道府県とか県で生活するような変わった官庁でございますが、そのときの課長に採用時の訓話ということをお話しさせていただきました。そのとき、三惚れという言葉があるということでございました。一つは地域をとことん愛せということ。2つ目として、住んでいる人をとことん愛せと。3つ目が、家族を大事にしろということだそうでございます。

これについては、まだ私はその当時若くてよくわからなかったところもございますけれども、私も今回市町村の方々とこのような形で、舟形でお仕事をさせていただくような形なのは今回で3回目ということと、あと歳をとることでだんだんわかってきたんですけれども、つまり地域に溶け込んで、そしてその地域とその人々をよく理解して、その地域の実情に合った施策の制度設計をして、その地域に恩返しをしていくと、そういった仕事をしろということなのかというふうに思っているところでございます。それについては国だけということではなくて、やはり成功するにはそれぞれの地域のまとまりとか、やる気とか、そういったこと

も必要になりますけれども、そういったところであった場合に力が発揮できるのかというふうに思っているところでございます。

この三惚れについては、私はどこまで実践できたかと、舟形で実践できたかという疑問なところはありますけれども、この舟形での経験を私の財産としまして、微力ではありますがけれども舟形町のため、これから県政の中でいろいろ頑張っていきたいと思っているところでございます。

最後となりますけれども、議員の皆様方には折にふれましてご指導、ご鞭撻をいただいたことに感謝を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。短くもあり長くもあった2年間かと思っております。本当にありがとうございました。

議長 副町長におかれましては、2年間舟形町のためにご尽力をいただきましたことに対して、議会を代表し深く感謝を申し上げたいと思います。県に戻られましても、さらなるご活躍をご期待申し上げます。2年間、大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成30年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。9日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

午後2時36分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 石 山 和 春

署 名 議 員 加 藤 憲 彦